

い以上、地震調査委員会の立場ではひとまず防災行政的な警告をするためにも、明治三陸地震と同様の地震が日本海溝付近の領域内でも発生する可能性があるという見解を出す意義はあると考える。もっとも、そのような見解があるとしても、実際の防災対策をしていく上で、明治三陸地震と同じような津波地震が福島沖で発生すると考えることは難しいと考えられるため、中央防災会議などで実際にこの見解に依拠した防災対策を採らせるべきということはできない。

キ 笠原稔（以下「笠原」という。）

笠原は、公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所で客員研究員をしているものであり、平成15年には中央防災会議専門調査会北海道WG座長を務めていた者である（丙A134）。笠原の意見書（丙A134）の概要は以下のとおりである。

長期評価の見解は、推進本部が理学的知見を基に議論した結果として理学的に否定できないものとして出された見解であると認識している。長期評価の見解については、その知見の精度がどのようなものであるかや津波地震に関する科学的知見の詳細については、北海道WGの中で検討されることとなり、北海道WGでは、長期評価の見解は、理学的に否定できないというものであることに間違はないものの、それ以上の具体的な根拠があるものという意見は出されなかった。

ク 島崎

島崎は、東京大学名誉教授であり、推進本部地震調査委員会委員、同長期評価部会部会長を務めていた者である（甲A100）。島崎の意見書（甲A96, 100, 102）及び関連事件において実施された尋問における証言（甲A103, 104）の概要は以下のとおりである。

長期評価の見解の根拠は、過去400年間に発生した3つの津波地震である、1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震及び1896

年の明治三陸地震である。1611年の慶長三陸地震及び1896年の明治三陸地震による津波については、津波の数値計算から「日本海溝付近」で発生したと推定されている。1677年の延宝房総沖地震による津波については、津波地震であることが明らかであり、遠方の岩沼（宮城県）で死者が出ていることから、「日本海溝付近」で発生したと推定した。上記の3つの津波地震の正確な位置については不明であるが、津波被害の記録等からすれば、1611年の慶長三陸地震及び1896年の明治三陸地震による津波は日本海溝付近の北部、1677年の延宝房総沖地震による津波は日本海溝付近の南部で発生したものと推定される。海溝の北部、中部、南部には、地形等に大きな違いはなく、津波地震は日本海溝付近のどこでも発生すると判断された。プレートの沈み込みにより、北部と南部だけで津波地震が発生し、中部だけ発生しないとは考えにくく、たまたま過去400年間に中部では発生しなかつただけと推定することが妥当である。

中央防災会議においては、長期評価の見解は取り入れられず、過去に起きた地震のみを考えることとなつたが、このような地震の選択は、歴史地震の資料が限られている点が十分に考慮されておらず、空白域の考え方を取り入れられていないものであり、地震学の観点からは疑問の残る判断である。

ケ 都司嘉宣（以下「都司」という。）

都司は、東京大学地震研究所准教授であった者であり、推進本部地震調査委員会長期評価部会委員及び同津波評価部会委員を務めている者である（甲A101）。都司の意見書（甲A101）及び関連事件において実施された尋問における証言（甲A86、87）の概要は以下のとおりである。

推進本部は、地震対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本的な目標とする組織である。推進本部は、1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震及び1896年の明治三陸地震は、いずれも震害が記録されていないのに津波による甚大な被害が発生して

おり、日本海溝沿いのプレート間で生じた津波地震であると結論付けた。また、太平洋プレートが北米プレートの下に潜み込むという基本的構造は、日本海溝の北部、南部、中部で変わらないため、長期評価の見解において、津波地震について、同じ構造をもつプレート境界の海溝付近に同様に発生する可能性があり、場所は特定できないとしたことは当然である。そして、上記の結論に特段の異論は出なかった。

7 平成18年耐震設計審査指針（丙A15の2、丙A96）

(1) 策定経緯等

原子力安全委員会は、平成18年9月19日、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂した（平成18年耐震設計審査指針）。同指針において、「8. 地震随伴事象に対する考慮」の中で、津波に関して、「施設は、地震随伴事象について、次に示す事項を十分に考慮したうえで設計されなければならない。（略）(2) 施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」とされた。（丙A15の2、丙A96）

(2) バックチェックルール

保安院は、平成18年9月20日、平成18年耐震設計審査指針を受け、被告東電を含む原子力事業者等に対し、バックチェックルールを策定するとともに、各電力会社等に対し、稼働中及び建設中の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するよう指示した（平成18年耐震バックチェック）。津波の評価方法として、既往の津波の発生状況、活断層の分布状況、最新の知見等を考慮して、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性のある津波を想定し、数値シミュレーションにより評価することを基本とし、水位上昇・低下の双方に対して安全性に影響を受けることがないことを確認するとともに、必要に応じて土砂移動等の二次的な影響について確認することを求めた。（甲A1の1・本文編388、

8 貞觀津波に関する知見

(1) 貞觀津波とは

貞觀津波とは、869年に発生した貞觀地震により発生した津波であり、東北地方沿岸を襲った巨大津波である（甲A1の1・本文編390頁，丙A53ないし56）。

(2) 「仙台平野における貞觀11年（869年）三陸津波の痕跡高の推定」（平成2年）（甲A1の1・本文編390，391頁，丙A53）

同論文は、貞觀津波に関する仙台平野での初めての堆積物調査の結果に基づき、津波痕跡高を推定したものであり、東北電力による独自の調査として行われたものである。貞觀津波の痕跡高は、仙台平野の河川から離れた一般の平野部で2.5mないし3mで、浸水域は海岸線から3kmぐらいの範囲であったと推定している。

(3) 「西暦869年貞觀津波による堆積作用とその数値復元」（平成13年）（甲A1の1・本文編391頁，丙A54）

同論文は、津波堆積物の調査を行い、福島県相馬市の松川浦付近で仙台平野と同様の堆積層を検出した上で、貞觀津波の波源モデルを推測したものである。同論文には、「海岸線に沿った津波波高は、大洗から相馬にかけて小さく、およそ2～4m、相馬から気仙沼にかけては大きく、およそ6～12mとなつた。」との記載がある。

(4) 平成18年以降も、佐竹論文（平成20年）（丙A55），「平安の人々が見た巨大津波を再現する－西暦869年貞觀津波－」（平成22年）（丙A56）が順次、刊行され、貞觀津波に関する知見が集積しつつあり（甲A1の1・本文編391頁），平成21年の総合資源エネルギー調査原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいても、貞觀津波について議論された（丙A57の1・2）。

9 被告東電の対応

(1) 平成6年における被告東電による津波想定

ア 原子力発電所の安全審査を担当していた通商産業省資源エネルギー庁（当時）は、平成5年10月15日、被告東電を始めとする電力事業者で組織する電気事業連合会に対し、既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告を求め、これを受け、被告東電は、平成6年3月に報告書をまとめた（丙A28, 29）。

イ 同報告書において、文献調査（11件）に基づき、福島第一原発・第二原発の敷地に影響を及ぼす可能性のある地震として、1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震及び1960年のチリ地震を選定の上、これを基に予測式により敷地に来襲する津波高さの推定を行い、結果として、福島第一原発においては、最大水位上昇量等についてはチリ地震津波による値が最も大きいとし、満潮時における最高数位はO. P. +3. 5mになるが、主要施設が被害を受けることはないとした（丙A29）。

(2) 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」への対応について（甲A18）

ア 被告東電を含む電気事業連合会は、4省庁報告書への対応について検討を行い、平成9年7月25日に「『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について」という報告書を作成した。

イ 同報告書には、4省庁報告書から読み取った津波高さは、福島第一原発等において、冷却水取水ポンプモーターのレベルを超える数値となっており、また、太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査委員会が設定した想定地震の断層パラメーターを用い、独自に数値解析した結果、福島第一原発等は、余裕のない状況となっていること、想定地震の断層パラメーターのバラツキ及び計算誤差を考慮して、仮に上記値の2倍の津波高さの変動があるものとすると、太平洋側のほとんどの原子力地点において、低下水位は冷却水取水ポンプ吸込口レベル以下となるとともに、水位上昇によって冷却水取水ポンプ

モーターが浸水することになることが記載されていた。また、地震動評価に際しては、地震地体構造上最大規模の地震を考慮しており、津波評価に際しても想定することが妥当であると考えられる場合には、同地震による津波を検討する必要があるものと考えられるから、今後整備される津波評価指針には、必要に応じて、地体構造上最大規模ものの地震津波も検討条件として取り入れる方向で検討・調整を行っていくこと、指針が制定されるまでの過渡期においては、電力の自主保全の観点から、想定し得る最大規模の津波に対して、既設のプラントについてはバックチェックを行って設備の機能が確保されることを確認するとともに、新設プラントについては、必要に応じて設備の検討条件として取り入れること、原子力における津波評価においては計算誤差が少ないと考えられることから、原子炉冷却系の機能検討に用いる津波水位については十分な精度で予測することが可能と考えられること、想定し得る最大規模の津波を考慮した上で更にバラツキを考慮することは工学的には現実的でないと考えられることから、設備の検討条件としては考慮しないこと、対応策等の考え方の一つとして水密モータの採用が挙げられているが、海水系のポンプに適用できる大型の水密ポンプは、現状製作されておらず、原子力で採用するためには、開発及び耐震性等の確証試験を行う等の問題があることなどが記載されていた。

(3) 7省庁津波に対する問題点及び今後の対応方針（甲A84）

ア 作成経緯

被告東電を中心とする電気事業連合会は、通商産業省（当時）を通じて「7省庁手引」等の草稿（ドラフト版）を入手し検討し、平成9年10月15日、「7省庁津波に対する問題点及び今後の対応方針」と題する文書を作成した。

イ 概要

上記文書においては、「7省庁手引」等が、原子炉施設の地震津波の安全

の確保に関して「地震地体構造的見地から想定される最大規模の地震津波」を考慮するものとしていること、「今後、原子力の津波評価の考え方を指針等にまとめる際は、必要に応じて地震地体構造上の地震津波も検討条件として取り入れる方向で検討・整備していく必要がある」ことが記載されている。また、原子力規制委員会が平成27年に開示した上記文書には、「MITSUI（通商産業省）は情報の収集に努める」、「電力は独自に地震地体構造を自主保安でチェックする」、「バックチェックの指示はきっかけがない（電事連ペーパーで自主的に行う）」との書き込みがされていた。

(4) 津波評価技術に関する検討（2002年推計）

ア 検討経緯

被告東電は、平成14年3月、津波評価技術に従って、2002年推計を策定し、保安院に対し福島第一原発の設計津波最高水位を報告した（丙A32）。

イ 概要

被告東電は、津波評価技術に基づく津波推計計算を以下のとおり実施した。すなわち、同計算では、既往津波として、津波評価技術の「既往最大」の考え方に基づいて1960年のチリ地震を抽出し、近地津波の波源位置について、別紙13のとおり、1896年の明治三陸地震や1677年の延宝房総沖地震の波源モデルの福島県沖の日本海溝寄りを想定せず、より陸寄りの福島県東方沖地震の波源モデル（別紙13領域7）を想定して推計し、その結果、福島県東方沖地震の波源モデルを該当領域に想定した場合に最大の津波高さとなったため、福島県東方沖地震の波源モデルを前提に波源の位置についてパラメータスタディを実施し、その推計の結果として、近地津波ではO.P.+5.4mないし+5.7mの津波の襲来があり得るものとした。また、遠地津波については、チリ地震による津波の波源モデルを基にした推計の結果として、O.P.+5.4mないし+5.5mの津波の襲来があり

得るものとした。

また、これらの水位による福島第一原発の非常用機器への影響として、6号機の非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプ（屋外設置）にて電動機据付レベル（最低O. P. + 5. 58 m）を上回るもの、福島第一原発6号機はエアフィンクーラー付きディーゼル発電機を有しているため、津波水位に関わらず非常用電源の確保が可能であり、万一の同ディーゼル発電機の不作動を想定しても隣接プラントからの電源融通により電源を確保することが可能であり、現時点でも安全確保は可能であるが、信頼性確保の観点から同ポンプ電動機の軸を長尺化し、下側軸受設置レベルをかさ上げした構造への変更を計画していることから、実施可能な時期において速やかに対応することとした（丙A 3 2）。

(5) 長期評価の見解についての平成14年当時の検討

平成14年7月31日に長期評価の見解が公表されたことを受けて、保安院の職員は、同年8月5日、長期評価の見解を踏まえて原子力発電所の安全性が確保されているか確認するため、被告東電の担当者からヒアリングを行い、福島沖から茨城沖の領域で津波地震が発生した場合のシミュレーションを行うべきであると述べたところ、被告東電の担当者が谷岡及び佐竹論文を示して難色を示したことから、被告東電に対し、長期評価の見解（長期評価では三陸沖から房総沖の広範囲で津波地震が起こることを想定していること）の根拠について推進本部の委員に確認するよう指示した。これに対し、被告東電の担当者は、佐竹に意見を聴くなどし、同月22日、保安院の職員に対し、佐竹の見解を説明するなどした上で、長期評価の見解については、決定論として取り入れることはせず、確率論（津波ハザード評価（地震の位置、規模、発生頻度、発生様式等を確率分布として表現することにより、将来発生する津波による水位の超過頻度を求めるための解析））に基づく安全対策の中で取り入れていく方針であることを伝え、保安院は、これを了承した。（丙A 1 3 8, 1 3 9）

(6) 2008年推計

ア 検討経過等

被告東電は、平成20年2月頃、有識者に対し、長期評価の見解をいかに取り扱うべきか意見を求めたところ、福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので波源として考慮すべきと回答を得た。これを踏まえて、被告東電は、長期評価の見解に基づいて、1896年の明治三陸地震の波源モデルを福島県沖の日本海溝沿いにおいて試算を行い、推計を作成した（2008年推計）。なお、この推計は、平成23年3月7日に被告国に対して報告された。（甲A1の1・本文編404頁、甲A37、丙A105）

イ 概要

1896年の明治三陸地震の波源モデルを福島県沖の日本海溝沿いにおいて、福島第一原発の各号機、敷地内においてどの程度の津波高さになるかという具体的な計算段階では、津波評価技術による計算手法（パラメータスタディ等）を用いて、各号機における津波高さを算出した。

その結果、敷地南側で最大でO.P.+15.7mの津波高さという結果を得た。浸水深については、1号機ないし3号機の原子炉建屋等の主要建屋の立地点で1m前後、4号機の原子炉建屋等の主要建屋の立地点で2m前後に達した。（甲A1の1・本文編404頁、甲A37、141、丙A105）

なお、その後の試算では、1677年の延宝房総沖地震の波源モデルを福島県沖の日本海溝寄りにおいていた場合には、敷地南側でO.P.+13.6mの津波高さという結果も得ていた（甲A37、140、141）。

ウ 対応

被告東電は、2008年推計の結果を受けて対応策を検討したが、長期評価の見解については平成18年耐震バックチェックに取り入れないこととした（甲A1の1・本文編395頁ないし398頁、甲A140）。

(7) 長期評価についての検討委託

被告東電は、最大の試算結果を把握した後、土木学会に対し、長期評価の見解の取扱いに関する検討を委託し、平成24年10月を目途に結論が出される予定の土木学会の検討結果如何では、津波対策を講じる予定であるとしていた（甲A1の1・本文編405頁）。

第5 本件事故後のSPEEDI情報の活用及び公表に関する状況（甲A1の1・本文編258ないし263頁、甲A1の2・本文編217ないし228頁）

1 本件事故発生直後の状況（甲A1の2・本文編217、218頁）

本件地震により発生した外部電源喪失により、福島第一原発敷地内に設置された緊急時対策支援システム（E RSS）に原子炉内の情報等を送付する被告東電の緊急時対応情報表示システム（SPDS）からのデータの伝送ができなくなつたこと、平成23年3月11日午後4時43分、福島第一原発からオフサイトセンターを経由してE RSSの計算機本体にデータを送付する政府の専用回線が使用できなくなつたことにより、E RSSへのプラントデータ等の送付ができなくなつたため、E RSSからの放出源情報を基にしたSPEEDIによる放射性物質の拡散予測はできなかつた。

2 3月15日以前のSPEEDIの活用・公表の状況

（1）単位量放出を仮定した定時計算結果の活用・公表（甲A1の1・本文編258、259頁）

E RSSによる放出源データは入手できなかつたものの、平成23年3月11日午後4時40分、文部科学省は、SPEEDIを管理する原子力安全技術センターに対し、SPEEDIシステムの緊急時モードへの切替えを指示した。

これを受け、同センターは、平成23年3月11日午後4時49分、SPEEDIを緊急時モードへ切り替えるとともに、安全委員会作成の「環境放射線モニタリング」に基づき、福島第一原発から1Bq/hの放射性物質の放出があつたと仮定し（単位量放出）、同日16時以降の気象データ等を用いて1時間ご

との放射性物質の拡散予測を行う計算（定時計算）を開始した。なお、これらの計算結果は、実際の放出量に基づく予測ではなく、気象条件、地形データ等を基に、放射性物質の拡散方向や相対的分布量を予測するものであった。

原子力安全技術センターは、文部科学省の指示により、単位量放出を仮定した定時計算の予測結果を、同省、ERC、安全委員会、オフサイトセンター、福島県庁及びJAEAに送付した。また、原子力安全技術センターは、オフサイトセンターに隣接する原子力センターからの送付依頼があったため、平成23年3月11日午後11時頃、当時断続的に使用できた電子メールを用いて、同センターに対して一度だけ定時計算結果を送付した。

送付された定時計算結果について、前記の送付先のうち、原子力センターは、平成23年3月12日から同センターが行ったモニタリング計画策定の参考として使用したが、その他の組織は、単位量放出を仮定して定時計算は実際の放射線量を示すものではないなどの理由から、具体的な措置の検討には活用しなかった。

(2) 各機関が行った様々な仮定をおいた計算結果の活用及び公表（甲A1の1・本文編259, 260頁）

文部科学省、保安院及び安全委員会は、前記(1)の単位量放出を仮定した定時計算とは別に、平成23年3月11日から同月15日にかけて、福島第一原発からの放射性物質の流出による影響を予測するため、単位量放出（1Bq/hの放出を仮定）以外の様々な仮定の数値を放出源情報としてSPEEDIに入力し、予測計算を行った。

文部科学省は、平成23年3月12日から同月16日にかけて、様々な放出源情報を仮定した38件のSPEEDI計算を行い、計算結果をEOC内部で共有するとともに、一部の計算結果をERC及び安全委員会に送付した。

安全委員会は、平成23年3月12日夜、原子力安全技術センターに計算を依頼した。同委員会は、受け取った計算結果を、同委員会内部にいた同委員会

委員、緊急技術助言組織のメンバー及び同委員会事務局職員で共有した。ただし、当該計算結果について、安全委員会は、飽くまで内部の検討のためであると考えていたため、当該計算結果を同委員会の外部には共有しなかった。

保安院は、平成23年3月11日から同月15日にかけて、本件事故による放射性物質の拡散傾向の把握等を目的として、様々な仮定の放出源情報を入力して45件のSPEEDI予測計算を行った。得られた予測結果は、ERC内の各機能班で共有するとともに、最初の数例については、官邸及びオフサイトセンターに送付した。保安院は、福島第一原発1号機からの放射性物質の流出による影響を予測するため、原子力安全技術センターに対してSPEEDI予測を依頼し、平成23年3月12日午前1時半過ぎ、当該計算結果を官邸地下に詰めていた保安院職員に送付した。これを受け取った保安院職員は、この計算結果を内閣官房職員に渡し、内閣官房職員は、官邸地下にいた各省職員に計算結果の共有を図った。ただし、保安院は、それ以前に同院が行ったSPEEDI計算結果について、飽くまで仮定の放出源情報に基づく計算結果であることから信頼性が低い旨を記載した補足資料を作成し、官邸に送付していた。平成23年3月12日未明に前記計算結果を保安院職員から受け取った内閣官房職員は、この計算結果を単なる参考情報にすぎないものとして扱い、内閣総理大臣等への報告は行わなかった。また、保安院も、独自にこれを内閣総理大臣に報告することをしなかった。

(3) SPEEDI計算結果と本件事故に関する避難措置との関係（甲A1の2・本文編219ないし224頁）

ア 半径3km圏外への避難指示（平成23年3月11日午後9時23分）とSPEEDIとの関係

政府は、平成23年3月11日午後9時23分、福島第一原発から半径3km圏内の居住者等に対する避難指示及び3ないし10km圏内の居住者等に対する屋内退避指示を行った。同日午後9時以降の単位量放出を仮定したS

P E E D I 定時計算結果によると、同日午後 9 時以降、避難範囲が福島第一原発から 10 km 圏内に拡大された同月 12 日午前 5 時まで、福島第一原発から放出された放射性物質は、一貫して海側（東方向から南東方向）に向かって拡散すると予測されている。

イ 半径 10 km 圏外への避難指示（平成 23 年 3 月 12 日午前 5 時 44 分）と S P E E D I の関係

政府は、平成 23 年 3 月 12 日午前 5 時 44 分、福島第一原発から半径 10 km 圏内の居住者等に対する避難指示を行った。同日午前 5 時以降の単位量放出を仮定した S P E E D I 定時計算結果によると、福島第一原発から放出された放射性物質は、同日午前 5 時から午後 0 時まで、一貫して海側（南東方向）に拡散すると予測されている。その後、同日午後 1 時から午後 3 時までは南方向に、午後 3 時から午後 4 時までは西方向に、午後 4 時から午後 6 時までは北西方向から北方向にそれぞれ拡散すると予測されている。

ウ 半径 20 km 圏外への避難指示（平成 23 年 3 月 12 日午後 6 時 25 分）と S P E E D I との関係

政府は、平成 23 年 3 月 12 日午後 6 時 25 分、福島第一原発から半径 20 km 圏内の居住者等に対する避難指示を行った。同日午後 6 時以降の単位量放出を仮定した S P E E D I 定時計算結果によると、福島第一原発から放出された放射性物質は、同日午後 6 時から午後 7 時まで、北方向に拡散すると予測されているが、同日午後 8 時から同月 13 日午前 10 時までは、同日午前 4 時から午前 5 時まで（北方向）を除いて、一貫して海側（北東方向）に拡散すると予測されている。

エ 半径 20 ないし 30 km 圏内の屋内退避指示（平成 23 年 3 月 15 日午前 11 時）と S P E E D I の関係

政府は、平成 23 年 3 月 15 日午前 11 時、福島第一原発から半径 20 ないし 30 km 圏内の居住者等に対する屋内退避指示を行った。同日午前 11

時以降の単位量放出を仮定したSPEEDI定時計算結果によると、福島第一原発から放出された放射性物質は、同日午前11時から午後0時までは南西方向に拡散するものの、同日午後1時から同月16日午前2時までは西方向から北西方向に拡散すると予測されている。さらに、同日午前3時以降は、南方向から南東方向に拡散すると予測されている。

前記屋内退避指示に先立つ平成23年3月15日午前9時、福島第一原発正門付近において、1万1930 μ Sv/hという高い線量が測定された。この線量が測定された時刻頃の単位量放出を仮定したSPEEDI定時計算結果によると、福島第一原発から放出された放射性物質は、同日午前9時から午前10時まで、南西方向に拡散すると予測されている。また、同日午後11時台には、福島第一原発正門付近において再び約7000ないし8000 μ Sv/hという高い線量が測定された。これらの線量が測定された同日午後11時以降の単位量放出を仮定したSPEEDI定時計算結果によると、福島第一原発から放出された放射性物質は、同日午後11時から同月16日午前2時まで、北西方向に拡散すると予測されている。

なお、上記平成23年3月15日の指示は屋内退避であったが、南相馬市は、同日以降、希望者に対して市外への避難誘導を実施し、多くの住民は飯館・川俣方面に避難した。また、浪江町は、同日朝方、既に町長の判断で二本松市へ避難することを決めており、住民に伝達した上で避難を実施した。これらの自治体の住民のうち、同日午後3時頃以降に避難を開始した者は、放射性物質が飛散した方向と避難経路が重なった可能性がある。

(4) 平成23年3月16日以降のSPEEDIの活用・公表の状況(甲A1の1・本文編261, 262頁, 甲A1の2・本文編225, 226頁)

ア 平成23年3月16日以降のSPEEDIの運用に関する政府内部での役割分担

文部科学省は、平成23年3月15日に行われた同省の記者会見において

報道関係者から S P E E D I 計算結果の公表を求められたことを受け、同省政務三役に対して S P E E D I 計算に関する説明を行うため、全量一回放出（炉内に存在する全ての放射性物質が一度に放出されること）等を仮定した S P E E D I 及びより広範囲をカバーする世界版 S P E E D I (W S P E E D I) の計算結果を、政務三役が出席した省内協議に提出した。当該計算結果においては、東北地方に高い放射性雲が流れるという結果となっており、その公表に当たっては、計算過程等を丁寧に説明することが不可欠なものであった。ただし、S P E E D I の計算結果等の公表の要否について具体的な決定はされなかった。

平成 23 年 3 月 16 日に開催された文部科学省の幹部会議において、鈴木寛文文部科学副大臣から、同日午前の官邸における各省庁のモニタリングの役割分担に関する協議結果によれば、同省はモニタリングの評価は行わないことになったのであるから、今後、S P E E D I はモニタリングデータの評価を行うこととなった安全委員会において運用・公表すべきであるとの提案がされ、これに会議の出席者が合意した。

S P E E D I の運用主体に関する文部科学省の決定に関する連絡を受け、安全委員会は、S P E E D I が安全委員会に移管されたわけではないが、今後は、文部科学省に計算依頼を行わなくとも、同委員会が S P E E D I を用いた計算を行うことができるようになったと理解し、同システムの運用を開始した。

イ S P E E D I による放出源情報の逆推定及び計算結果の公表（甲 A 1 の 1・本文編 262, 263, 269 頁、甲 A 1 の 2・本文編 227 頁）

前記アの文部科学省と安全委員会との S P E E D I の運用主体に関するやり取りを受け、安全委員会は、平成 23 年 3 月 16 日以降、E R S S による放出源情報が得られない状況における S P E E D I の活用方法に関する議論を開始した。

その一環として、安全委員会においては、平成23年3月17日頃から、久木田豊原子力安全委員会委員長代理らの意向により、SPEEDIの開発者の一人である緊急事態応急対策調査委員を中心として、JAEAや財団法人日本分析センターの協力を得つつ、SPEEDIを用いた放出源情報の推定及びそれにより得られた推定放出源情報に基づく被ばく線量の推定等に関する検討を開始した。

放出源情報が得られない状況下でのSPEEDIを用いた放出源情報の推定とは、SPEEDIの単位量放出計算によって得られる特定地点の放射線量の予測値と、実際のモニタリングによって同地点から得られた実測値を比較し、その比率を単位放出量にかけ合わせて、実際の放出量を算出推定するというものである。

その計算において、安全委員会は、計算を行うためのモニタリングデータとして、大気中モニタリングにより得られた空間線量率とダストサンプリングにより得られた空間線量率と、ダストサンプリングにより得られた放射性物質の大気中濃度を用いた。具体的には、平成23年3月15日以前に収集されたモニタリングデータや文部科学省等に依頼して新たに得られたデータを分析し、計算に使用できるデータを選別した。

その結果、安全委員会は、平成23年3月23日午前9時頃、平成23年3月11日から同月24日までの福島第一原発周辺における積算線量等に関する予測計算結果を得たが、計算結果の一つである小児甲状腺の等価線量の値が、安全委員会作成の防災指針に定められた安定ヨウ素剤の配布基準である100mSvを超えていたことから、班目春樹原子力安全委員会委員長、久住静代原子力安全委員会委員等が官邸に報告した。なお、その際、官邸の指示で、当該計算結果を安全委員会において公表することとなったため、同委員会は、平成23年3月23日午後9時頃、記者会見を開催し、当該計算結果を公表した。また、安全委員会は、その後も、同年4月10日、同月2

5日及び同月27日の3回にわたり、同年3月23日以降に得られたモニタリングデータを用いて精度を上げた逆推定によるSPEEDI計算結果等を公表した。また、上記報告を受け、小佐古敏荘内閣官房参与、酒井一夫独立行政法人放射線医学総合研究所放射線防護研究センター長らの専門家も加わり、菅直人内閣総理大臣の下で議論した結果、上記線量は、24時間屋外に居続けた場合の評価であり、過大評価であることなどから、直ちに避難範囲を拡大せず、まず、小児甲状腺被ばく調査を行い実測値で確認することとされた。

そこで、安全委員会は、平成23年3月25日、原災本部に対し、屋内退避区域及びSPEEDIで甲状腺の等価線量が高いと評価された地域の1歳から15歳児を対象に甲状腺被ばく調査を行うよう依頼し、現地対策本部は、同月26日及び27日にいわき市、同月28日から30日まで川俣町、同月30日に飯舘村で、それぞれ甲状腺被ばく調査を実施した。調査の結果、安全委員会から示されたスクリーニングレベル（ $0.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）を超えた者はいなかった。

ウ SPEEDI計算結果の公表（甲A1の1・本文編263頁、甲A1の2・本文編227、228頁）

SPEEDIの計算結果については、平成23年3月23日の公表以前から、その公表につき関心が高まっていた。

政府が保有するSPEEDI試算結果の公表については、平成23年3月下旬頃から検討が開始され、文部科学省、保安院及び安全委員会は、福山官房副長官、伊藤危機管理監らと、SPEEDI試算結果の公表及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づきSPEEDI試算結果について情報公開請求があった場合の対処方針につき協議した。

その協議の過程において、平成23年4月中旬頃までに、①放射性物質の単位量放出（ $1 \text{Bq}/\text{h}$ ）を仮定した定時計算の結果については公開、②モニタ

リング結果を用いて放出源情報を逆推定し、その推定値を基に S P E E D I により積算線量等の値を計算した結果については、安全委員会が公表し得る程度に精度の高い計算結果が得られたと判断した時点での公表、③文部科学省、保安院、安全委員会等が様々な仮定を置いて行った計算結果については、実際の数値に基づくものではなく、混乱を招くおそれがあるので非公開、との方針が固まりつつあったが、②を除いて、同年 4 月下旬まで、S P E E D I 試算結果は公表されないままであった。

他方、平成 23 年 4 月 5 日、枝野官房長官の指示により、気象庁が実施した総量 1 Bq の放射性物質の放出を仮定した拡散予測結果が公表されたことや、同年 4 月下旬に、一部報道において、政府が S P E E D I による計算結果を公表していないことが報じられたことなどを受け、文部科学省、保安院及び安全委員会は、再度検討を行い、平成 23 年 4 月 25 日、枝野官房長官に対し、S P E E D I 試算結果の一部を公表する前記①ないし③の方針について了解を求めたが、枝野官房長官は、その方針を更に進めて、全ての S P E E D I 試算結果を公表するよう指示した。

これを受け、細野補佐官は、平成 23 年 4 月 25 日に行われた政府・東京電力合同記者会見において、S P E E D I 試算結果の公表を発表し、以後、文部科学省、保安院及び安全委員会は、同年 5 月 3 日までに、それぞれのホームページにおいて、各機関が行った S P E E D I 計算結果を公表した。

第 2 章 本件設置等許可処分の違法性

第 1 国賠法 1 条 1 項の「違法」

国賠法 1 条 1 項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい（最高裁昭和 53 年（オ）第 1240 号同 60 年 1 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 頁、最高裁平成 25 年（オ）第 1079 号同 27 年 1 月 16 日大法廷判決・民集 69 卷 8 号 2427 頁等参照），公権力の行使に当たる公務員の行為

が同項の適用上違法と評価されるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要であると解するのが相当である。（最高裁平成元年（才）第930号、第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁平成7年（ソ）第116号同11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127頁等参照）

第2 原子炉設置許可処分及び変更許可処分に係る違法性の判断基準

1 原子炉を設置しようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬものとされており（処分時炉規法23条1項），内閣総理大臣は、原子炉設置の許可申請が、同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならず（同条1項），上記許可をする場合においては、上記各号に規定する基準の適用については、あらかじめ核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること等を所掌事務とする原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないものとされており（同条2項），原子力委員会には、学識経験者及び関係行政機関の職員で組織される原子炉安全専門審査会が置かれ、原子炉の安全性に関する事項の調査審議に当たるものとされていた（原子力委員会設置法（昭和53年法律第86号による改正前のもの）14条の2，3）。

また、処分時炉規法24条1項3号は、原子炉を設置しようとする者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、同項4号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、上記のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原

子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないとときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、上記災害が万が一にも起こらないようにするために、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の上記技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。

上記の技術的能力を含めた原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の上記技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、上記審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、上記審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。そして、処分時炉規法24条2項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、上記のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、上記各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。

（最高裁昭和60年(仮)第133号平成4年10月29日第一小法廷判決・民集4
6巻7号1174頁参照）

2 上記のとおり、原子炉設置許可処分、変更許可処分における安全審査に当たっては、原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねられていると解されることから、原子炉設置許可処分、変更許可処分が国賠法上違法とされるには、少なくとも当時の科学技術的水準や科学的、専門的知見に照らし、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会における調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該原子力施設が上記の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたと認められることが必要である（上記第一小法廷判決、最高裁平成15年(仮)第108号平成17年5月30日第一小法廷判決・民集59巻4号671頁参照）。

第3 本件設置等許可処分の違法性

1 具体的審査基準

福島第一原発1号機ないし3号機の設置変更許可における安全審査の前提となつた指針は、昭和39年原子炉立地審査指針であり、同4号機の設置変更許可における安全審査の前提となつた指針は、昭和39年原子炉立地審査指針及び昭和45年安全設計審査指針であった。

そして、昭和39年原子炉立地審査指針は、原子炉の立地条件の適否を判断するため策定されたものではあるが、それは単に、地理的要件のみから原子炉施設の立地の適否を検討するための指針ではなく、事故時に公衆の安全を確保するという観点から、事故時に公衆の安全を確保するため、①大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなく、将来においてもあるとは考えられず、災害を拡大するような事象も少ないと、②原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること、③原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じ得る環境にあることという「原則的立地条件」を踏まえて基本的目標を設定し、a 敷地周辺の事情、原子炉の特性、安全防

護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大事故の発生を仮定しても周辺の公衆に放射線障害を与えないこと、b 重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない仮想事故の発生を仮想しても周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと、c 仮想事故の場合にも、国民遺伝線量に対する影響が十分に小さいことを定め、原子炉施設と公衆との隔離の確保を求めた要件等を充足することを確認することで立地の適否を判断することとしており、内容的にも当時の知見に照らして不合理なものとはいえない。本件設置等許可処分当時においても不合理なものではない。また、昭和45年安全設計審査指針は、敷地の自然条件に対する設計上の考慮及び耐震設計についての指針を定めたもので、①当該施設の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系及び機器は、その敷地及び周辺地域において、過去の記録の信頼性を考慮の上、少なくともこれを下回らない過酷な地震、津波等の自然条件に耐え得るような設計であること、②安全上重大な事故が発生したとした場合等に、事故による結果を軽減若しくは抑制するために安全上重要かつ必須の系及び機器は、その敷地及び周辺地域において、過去の記録の信頼性を考慮の上、少なくともこれを下回らない過酷な地震、津波等の自然条件を選定し、これと事故荷重を加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設計であることを求めるものであるが、内容的にも当時の知見を踏まえたもので、不合理なものとはいえない。本件設置等許可処分当時においても不合理なものとはいえない。

よって、原子力委員会及び原子炉安全専門審査会における調査審議に用いられた具体的審査基準に、当時の科学技術水準や科学的、専門技術的知見に照らし、不合理な点があるとはいえない。

2 調査審議及び判断の過程について

(1) 1号機の設置許可申請に対する審査について

前記認定事実のとおり、1号機の調査審議は、「設置計画の概要」、「安全

対策」，「平常運転時の被ばく評価」，「各種事故の検討」，「災害評価」及び「技術的能力」について検討の上，安全性を審査しており，当時の科学技術水準や科学的，専門技術的知見に照らし，その調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落があるとはいえない。

(2) 2号機ないし4号機の設置許可申請に対する審査について

2号機ないし4号機の調査審議についても，前記認定事実のとおり，1号機における審査をおおむね踏襲する内容の検討の上，安全性を審査しており，当時の科学技術的知見に照らし，その調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落があるとはいえない。

3 原告らの主張について

原告らは，審査に当たって，①共通原因故障を考慮せず，单一故障のみ考慮したこと，②起因事象として，自然現象等の外的要因を考慮せず，内部事象に限ったこと，③全電源喪失事故の検討が欠落していることは不合理である旨主張する。

しかしながら，1号機ないし3号機の設置変更許可における安全審査の前提となった昭和39年原子炉立地審査指針は，仮想事故（例えば，重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し，それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの）の発生を仮想しても，周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないことを求めており，また，4号機の設置変更許可における安全審査の前提となった昭和45年安全設計審査指針は，「敷地の自然条件に対する設計上の考慮」（指針2.2）及び「耐震設計」（指針2.3）について定めており，外部事象に対する防護設計による安全性の確認を求め，非常用電源設備については，单一動的機器の故障を仮定しても，工学的安全施設や安全保護系等の安全上重要かつ必須の設備が，所定の機能を果たすに十分な能力を有するもので，独立性及び重複性を備えたものであることを求めており（指針7），具体的には，要求される安全確保のための機能が

害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし、かつ、一方が不作動となるような不利な状況下においても、他方に影響を及ぼさないように回路の分離、配置上の隔離などによる独立性の確保が設計基礎とされることを求めていたから、外部電源喪失に対する安全性確保も考慮されていたといえ、これらの審査基準について、当時の科学技術水準や科学的、専門技術的知見に照らし、不合理な点があるとはいえない。

また、原告らは、④設置許可段階において、明確に自然現象の影響を審査し、その後の設計・建設に当たって設備等を具体的に指示していれば、安全性を確保することができたにもかかわらず、これをせず、全電源をハブとして中継している配電盤や複数の非常用ディーゼル発電機を地下に設置するという多重性・多様性・独立性の考え方に対する設計、建設が行われたこと、⑤福島第一原発の敷地は標高3.5mの土地を標高1.0mまで削って作っており、その地盤は比較的脆弱な岩盤であり、明らかに耐震設計が不十分であったこと、⑥耐震設計審査が不十分であったこと、⑦立地条件として、重大事故及び仮想事故の際に放出される一定の放射線量の目安が設定されていたが、放射量を少なくする仮定をおいた結果、目安に収まるよう計算されていた可能性があることを主張する。

しかしながら、④については、設置許可審査に当たっては、潮位の記録として、小名浜港における観測記録によれば、チリ地震津波時の最高3.1mがあり、地震については、過去の記録によると、福島県近辺は、会津付近を除いて全国的に見ても地震活動性の低い地域の1つであり、特に原子炉敷地附近は、地震による被害を受けたことがないことが考慮されたが、これが、当時の地震及び津波の知見に照らし、不合理なものであったといえないから、配電盤や非常用ディーゼル発電機等を地下に設置することが、当時の科学技術水準や科学的、専門技術的知見に照らし、不合理なものであったといえない。⑤について

は、本件事故の事故原因との関わりが認められず、⑥についても、本件事故は、本件津波の到来により非常用ディーゼル発電機が被水し、機能喪失に至ったものであり、機能喪失が地震動によるものであったとは認められないから、本件事故の事故原因とは関わりがない。⑦についても、可能性を指摘するものにすぎず、本件事故との関係で、当時の科学技術水準や科学的、専門技術的知見に照らし、調査審議及び判断の過程における看過し難い過誤、欠落に当たるものとはいえない。

第4 結論

以上より、本件設置等許可処分については、当時の科学技術的水準や科学的、専門的知見に照らし、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会における調査審議に用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり、又は当該原子力施設が上記の具体的な審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたということはできないから、本件設置等許可処分が国賠法上違法ということはできない。

第3章 経済産業大臣が規制権限を行使しなかったことの違法性

第1 規制権限不行使の違法性の判断枠組み

規制権限不行使が国賠法上違法というためには、当該公務員が規制権限を有し、規制権限の行使によって受ける国民の利益が国賠法上法的に保護されるべき利益であることに加えて、同権限行使によって損害を受けたと主張する国民との関係において、当該公務員が規制権限行使すべき義務が認められ、同作為義務に違反することが必要である。

そして、規制権限行使の要件が法定され、同要件を満たす場合に権限行使しなければならないとされているときは、同要件を満たす場合に作為義務が認められることになるが、規制権限行使の要件は定められているものの、権限行使するか否かにつき裁量が認められている場合や、規制権限行使の要件が具体的に定

められていない場合には、規制権限を定めた法令の趣旨、目的、被害法益の性質、重大性、予見可能性、結果回避可能性のほか、規制権限行使における専門性、裁量性などの諸事情を総合的に検討して、具体的な事情の下において、その不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使は、被害を受けた者との関係において国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

(宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決、大阪泉南アスベスト最高裁判決参照)

第2 省令62号4条1項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかったことの違法性

1 原告らの主張する措置を講ずることを命ずる技術基準適合命令を発する権限の有無

(1) 電気事業者は、実用発電原子炉について、電気事業法39条に基づき、実用発電用原子炉施設に係る事業用電気工作物につき技術基準維持義務を負い、経済産業大臣は、同法40条に基づき、事業用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、技術基準に適合するように事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止を命じ、使用の制限することができる。そして、原告らは、経済産業大臣は、平成14年時点において、遅くとも平成18年までには、被告東電に対し、①ないし③の措置を探ることを命じる技術基準適合命令を発するべきであった旨主張する。これに対し、被告国は、技術基準適合命令は、基本設計ないし基本的設計方針の是正を命ずることはできず、原子炉施設の具体的な工事方法の妥当性等の審査（後段規制）として、技術基準の不適合を是正するものであるところ、原告らの主張する上記各措置はいずれも基本設計ないし基本的設計方針に関するものであるから、経済産業大臣には上記各措置を命ずる技術基準適合命令を発する権限がなかった旨主張する。すなわち、本件設置等許可処分に係る安

全審査において、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があつてドライサイトが維持されることをもつて、津波対策に係る基本設計ないし基本設計方針とされていたところ、原告らが主張するタービン建屋の水密化等の措置は、いずれもウェットサイトであることを前提とした措置であるから、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であり、経済産業大臣において、原告ら主張の措置に関する規制権限を有しない旨主張する。そこで、経済産業大臣が上記各措置を命ぜる技術基準適合命令を発する権限を有していたか、以下検討する。

(2) 原子力は、通常の科学技術のレベルを超えた制御不能な異質な危険を内包し、このような異質な危険を利用する原子力発電所は、一たび事故を引き起こすと、広域・多数の国民の生命・健康・財産や環境に対し、甚大かつ不可逆的な被害をもたらすことからすると、原子力発電所の稼働に当たっては、具体的に想定される危険性のみならず、抽象的な危険性をも考慮した上で、広域・多数の国民の生命・健康・財産や環境が侵害されないための万全な安全対策の確保が求められるというべきである。

そして、旧炉規法及び電気事業法が、具体的措置を省令に包括的に委任した趣旨は、原子力発電所が国民の生命・健康及び財産を保護するに足りる技術基準に適合しているかの判断は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある以上、科学技術は不斷に進歩し、発展しているのであるから、原子力発電所の技術基準適合性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるだけでなく、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当でないという点にあると解される。

以上からすると、経済産業大臣の電気事業法39条の規定に基づく省令制定権限（技術基準を定める権限）は、原子力の利用に伴い発生するおそれのある受容不能なリスクから国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的として、万が一にも事故が起こらないようにするため、技術の進歩や最新の地震、津波等の知見等に適合したものにすべく、適時にかつ適

切に行使することが求められ、原子炉（電気工作物）をこの新たな技術基準に適合させるため、技術基準に適合させる権限（同法40条）を適時にかつ適切に行使し、国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することが求められるというべきである。

(3) また、基本設計ないし基本的設計方針という概念には、法令の定義規定がなく、旧炉規法24条2項の趣旨が、同条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の基準の適合性について、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会（本件設置等許可処分当時は原子力委員会。以下同じ。）の科学的、専門技術的知見に基づく意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断に委ねるものであることに鑑みると、どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性に関わる事項に該当するかは、旧炉規法23条1項4号所定の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、原子力安全委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的判断に委ねられていると解される（前掲平成4年10月29日第一小法廷判決、前掲最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決参照）。

そして、原子力安全委員会の決定した平成13年安全設計審査指針は指針2の2において「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も過酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。」を求め、平成18年耐震設計審査指針8(2)は「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」を求めているものの、これらの指針等において、津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針が敷地高さと想定津波との間の十分な

高低差の確保に尽きると定めた規定はない。原子炉設置許可に係る安全審査の段階においては、津波対策については、基本的な安全性の審査が予定されているにとどまり、このような安全審査において、敷地高さと想定津波との間の十分な高低差の確保が基本設計ないし基本的設計方針に当たるものとして審査されたとしても、それは、当時の原子力委員会の意見に基づく判断にすぎないといえる。

また、本件設置等許可処分に係る安全審査において、敷地高さと想定津波との間の十分な高低差を確保することが本件設置等許可処分の前提となっていたとしても、本件設置等許可処分後に、上記高低差の確保の判断を否定する科学的、専門技術的知見が明らかになった場合に、原告らの主張する①ないし③の措置を講じることが否定されているとはいえず、いずれも津波対策に関する具体的な措置といえ、これらの措置は本件設置等許可処分以降の段階で行われる対策であるから、基本設計ないし基本的設計方針に関する問題ではない。

以上によれば、本件設置等許可処分における基本設計ないし基本的設計方針は、敷地高さと想定津波との間の十分な高低差の確保に限られるものではなく、津波対策に関する基本的な安全性に関わる事項と解することができるから、①ないし③の措置は、上記の基本設計ないし基本的設計方針と矛盾するものではなく、これを補完し、具体化するものといえる。

したがって、原告の主張する①ないし③の措置は、基本設計ないし基本的設計方針に関するものではなく、本件設置等許可処分以降のいわゆる詳細設計に関するものであるから、経済産業大臣が被告東電に対して①ないし③の措置を採るよう技術基準適合命令を発する権限を有していたといえる。

(4) 以上より、経済産業大臣は、平成14年又は平成18年の時点において、福島第一原発が技術基準に適合していないと認める場合には、技術基準に適合するよう、①ないし③の措置を探るよう命ずる技術基準適合命令を発する権限を有していたといえる。

(5) 被告国の主張について

被告国は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、発電用原子炉施設が技術基準に適合しない場合に加え、最新の科学技術的知見を反映した設置許可要件として原子力規制委員会規則で定める基準に適合しないと認められる場合にも、使用停止等処分ができることを明文化したところ、この法改正により基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることが可能になった旨主張する。

確かに、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、使用停止等処分を行い得る場合として、同改正前の電気事業法40条に相当する「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」に加え、「発電用原子炉施設の位置、構造若しく設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき」を規定しており、原子炉施設が技術基準に適合しない場合に加え、原子炉施設が設置許可基準に適合しない場合にも使用停止等の処分をなし得ることを明文で規定した。もっとも、前記のとおり、原告らの主張する①ないし③の措置は、いずれも津波対策に関する基本的な安全性に関わる事項という基本設計ないし基本的設計方針と矛盾するものではなく、これを補完し、具体化するものであるから、本件において原告らが主張する技術基準適合命令は基本設計ないし基本的設計方針に直接関係するものではない。したがって、仮に上記法改正前は、技術基準適合命令を発して基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることができなかつたとしても、平成14年前又は平成18年時点における上記の技術基準適合命令を発する権限の有無に影響を及ぼすものではない。

よって、被告国の上記主張は採用できない。

2 規制権限を定めた法令の趣旨、目的

技術基準適合命令を定めた電気事業法40条は、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは技術基準適合命令を発することができる旨定

め、同法39条2項1号は、事業用電気工作物は人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすることを技術基準に定めることを求め、同条1項は、事業用電気工作物を設置する者に技術基準維持義務を課している。また、旧炉規法は、設計及び工事の方法の認可や検査に関する同法27条から29条までの規定は、電気事業法に基づく検査等を受ける原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものについては、適用除外としているが（旧炉規法73条）、これに相当する電気事業法に基づく規制が適用され、実用発電用原子炉については炉規法及び電気事業法の規定が矛盾のないように適用されており、原子炉の安全に関する法律として、原子炉の設置後の措置である技術基準適合命令についても炉規法の趣旨は及ぶというべきである。そして、旧炉規法1条は、「原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制等を行うこと」としており、原子炉施設の安全性が確保されないとときは、当該原子炉施設の周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、上記災害が万が一にも起こらないようにすることを目的としているといえる。これらの規定からすれば、規制権限を定めた法は、国民の生命、身体、財産等を保護することを目的としているものと認められ、これらの利益は国民が平穏な生活を営む上で必要不可欠な重要な利益といえる。

3 被害法益の性質、重大性

原子力発電所において事故が発生した場合、原子力発電所の作業員のみならず、原子力発電所の周辺住民等の生命や身体にも被害を及ぼし得るものである。

とりわけ、原子力発電所の事故により放射性物質が漏えいした場合には、広範囲かつ長期間にわたって住民の生命や身体に影響を及ぼすおそれがあり、本件事故で明らかになったように、放射能汚染の大きい地域には長期間にわたって帰還できず、放射能による健康被害に対する不安を抱えながら生活することを余儀なくされるなどの重大な結果をもたらし得るものである。このように、一たび原子力発電所において事故が発生すれば、その被害は非常に重大であり、取り返しのつかないものといえる。

4 予見可能性

(1) 予見可能性の対象

ア 本件事故は、福島第一原発の主要建屋の敷地高さを超える津波の発生により、原子炉建屋内に津波が浸水し、非常用電源設備やその配電盤等、炉心冷却を維持するために必要な電源機器が被水したことにより、全交流電源喪失に陥ったというものであるところ、予見可能性は、結果回避措置を探ることを法的に要求する前提となるものであるから、予見可能性の対象は全交流電源喪失を招くような津波というべきである。

前記認定事実によれば、平成3年の福島第一原発1号機における海水漏えい事故、平成11年のルブレイエ原子力発電所における外部溢水事故、平成16年のスマトラ島沖地震によるマド拉斯原子力発電所の外部溢水事故等を通じ、設計基準で想定した規模を超える自然現象が発生すること及びとした事象が発生した場合には原子炉の重要な安全設備に重大な危険をもたらすことが実証されてきたこと、平成9年に被告東電を含む電気事業連合会が4省庁報告書への対応について検討を行った際には、少なくとも被告東電は主要建屋の敷地高さを超える津波が到来すれば原子炉の重要な安全設備に重大な影響を及ぼし得ることを認識していたことがうかがわれること、被告らは、平成18年5月11日に開催された溢水勉強会において、敷地高さ(O. P. + 13 m)を1m超過する(O. P. + 14 m)が継続すること

によって、福島第一原発 5 号機においてタービン建屋の「各エリアに浸水し、電源設備の機能を喪失する可能性がある」とし、津波水位 O. P. + 14 m のケースでは「浸水による電源の喪失に伴い、原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する。」と報告されていたことから、敷地高さを超える津波を全交流電源喪失の分岐点と考え、敷地高さを超えて津波が発生した場合には、原子炉施設建屋への浸水、さらには非常用電源設備の被水によって全交流電源喪失がもたらされる現実的な危険性があることを認識していたことが認められる。これらの事情からすれば、福島第一原発の 1 号機ないし 4 号機の主要建屋敷地高さを超える高さの津波が発生すれば、全交流電源喪失に至る現実的危険性があったといえ、被告らは、そのことを認識していたといえる。そして、福島第一原発 1 号機ないし 4 号機の主要建屋の敷地高さである O. P. + 10 m を超える津波が到来すれば全交流電源喪失の現実的危険性があったのであるから、O. P. + 10 m を超える津波が予見できた場合には、被告らには上記津波の襲来により全交流電源喪失に至らないよう結果回避措置を探るべき法的義務が生じ得るというべきである。

したがって、規制権限不行使の違法性を判断する際の被告国の予見可能性の対象は、主要建屋の敷地高さである O. P. + 10 m を超える津波の到来というべきである。

イ 被告国は、規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違反を問うものであるから、その前提となる予見可能性は、結果発生の原因となる事象について判断されるべきであり、福島第一原発 1 号機ないし 4 号機の主要建屋の敷地高さである O. P. + 10 m を超える津波が発生、到來したというだけでは本件事故が発生したと認めるに足りる証拠はないから、予見可能性の対象は O. P. + 10 m を超える津波の到来ではなく、本件地震及びこれに伴う津波と同程度の地震及

び津波の発生、到来である旨主張する。

しかし、前記のとおり、予見可能性は、結果回避措置を採るための前提であるところ、結果回避措置を採ることを義務付けるために必要な限度でその対象が特定されていれば足りるのであり、現実に生じた事実経過を前提にその原因となった事象を予見することが認められているとはいえない。そして、前記のとおり、本件においては、福島第一原発1号機ないし4号機の主要建屋の敷地高さであるO.P.+10mを超える津波が到来した場合には、全交流電源喪失という本件事故と同様の事故が発生する現実的危険性があったと認められるのであるから、予見可能性の対象はO.P.+10mを超える津波の到来で足りるというべきである。したがって、被告国上の上記主張は採用できない。

(2) 予見可能性の有無

前記認定事実によれば、推進本部は、平成14年7月、日本海溝付近のプレート間大地震（津波地震）について、日本海溝付近のプレート間で発生したM8クラスの地震は、1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震、1896年の明治三陸地震が知られているが、これらの地震は、同じ場所で繰り返し発生しているとは言い難いため、固有地震であるとは特定できないとし、1896年の明治三陸地震についてのモデルを参考にし、断層の長さが日本海溝に沿って200km程度、幅が約50kmの地震が、同じ構造をもつ日本海溝付近の領域内のどこでも発生する可能性があるとした上で、M8クラスのプレート間大地震は、過去400年間に3回発生していることから、この領域全体では約133年に1回の割合でこのような大地震が発生すると推定されるとし、ポアソン過程により、今後30年以内の発生確率は20%，今後50年以内の発生確率は30%程度と推定されるとの見解（長期評価の見解）を公表したことが認められる。そして、推進本部は、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、被告国が法律に基づいて設置した公的な機関であり、

長期評価の見解は少なくとも理学的根拠に基づくものといえるから、長期評価の見解には一定程度の信用性があったといえる。そして、原子力発電所においては、一旦過酷事故が起きれば国民の生命身体に不可逆的で深刻な被害をもたらすおそれがあり、炉規法等の一連の安全規制の法制度も、原子炉事故による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという目的を達する点にあることからすると、どこにどの程度の規模の地震が発生し、どこにどの程度の規模の津波が発生するかについて、専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえる知見が確立するまで、結果回避措置をとる前提としての予見可能性が全く認められないとする、国民の生命身体に対する深刻な危険を放置することになりかねず、上記法制度の目的にも反しかねない。以上によれば、被告国は、福島第一原発における津波対策を探るに当たっては、長期評価の見解を考慮に入れる必要があったといえる。また、前記認定事実によれば、平成18年5月11日に開催された第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について、敷地高さであるO. P. + 13mより1m高いO. P. + 14mの津波が到来した場合には、津波が、タービン建屋大物搬入口、サービス建屋入口から流入すると仮定すると、タービン建屋の各エリアに浸水し、電源設備の機能を喪失する可能性があり、その波及として、浸水による電源の喪失に伴い、原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能喪失することが報告されたことが認められる。このように、平成18年の時点では、被告らは、敷地高さを超える津波が到来した場合には、全交流電源喪失に陥るおそれがあることを認識できたといえるから、遅くともこの段階において、被告国は、被告東電に対して、長期評価の見解を前提に最新の津波シミュレーション技法に基づいて詳細な想定津波の計算を行わせる義務が生じたというべきである。そして、平成18年の時点では、被告東電が2008年推計で用いた津波評価技術による計算手法が既に確立していたから、この時点で被告国が被告東電に対して長期評価の見解に基づいて試算を行わせていれば、2008年推計と同様に

敷地南側でO. P. + 15. 7 mの津波、すなわち、主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来を予見することができたといえる。したがって、被告国は、平成18年の時点で、主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来を予見することができたということができる。

なお、原告らは、主要建屋敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来を予見することができる根拠として、4省庁報告書及び津波浸水予測図を挙げる。しかしながら、前記認定事実のとおり、4省庁報告書は、福島第一原発の1号機ないし4号機が所在する福島県双葉郡大熊町の想定津波の計算値をO. P. + 6. 4 mとするものであるし、津波浸水予測図は、「個々の海岸における事前の津波対策を検討するための基礎資料」として作成されたものであり、福島第一原発の沿岸部に設定波高の津波が到来することを具体的に予測したものではない。したがって、4省庁報告書及び津波浸水図を根拠として主要建屋敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来を予見することはできず、原告らの上記主張は採用できない。また、平成13年「西暦869年貞観津波による堆積作用とその数値復元」についても、原告らが自認するとおり、これをもって直ちに主要建屋敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来を予見することはできない。

(3) 予見可能性の程度

規制権限不行使の違法性の考慮要素たる結果回避義務との関係では、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである。すなわち、精度及び確度の高い知見に基づいた試算が出された場合には、直ちに結果回避措置を探ることを法的に義務付けることができる一方で、規制行政庁や原子力事業者が投資できる資金や人材等は有限である以上、精度及び確度のそれほど高くない知見に基づく試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を探ることを法的に義務付けることはできず、今後の結果回避措置

の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるというべきである。

本件についてみると、前記認定事実によれば、長期評価を公表した推進本部は被告国が法律に基づいて設置した公的機関であり、長期評価は公的見解を示したものといえるから、単なる一専門家の論文等とはその性格が異なるものであり、異論はあるとしても、当時の地震・津波の専門家の共通的な見解を示したものとして、その信頼性は一定程度認められるといえ、長期評価の見解についても、理学的に否定できないものであるといえる。一方で、前記認定事実によれば、長期評価の見解において、M8程度の地震が発生し得るとされた日本海溝付近の領域については、当該領域で過去に発生したとされる3つの津波地震が発生した正確な位置は不明であり、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震については、震源域が明らかでないとする見解もあり、津波地震ではない可能性も指摘されていたこと、三陸沖から房総沖までの日本海溝沿いという領域設定について、陸側のプレートに太平洋プレートが沈み込んでいる点で構造が同じであるという理由で一つの領域を設定している点につき、それほど強い根拠があるわけではないとか、地震学の考え方としては異質であるとの指摘もあったこと、北部と南部とでは、地震の発生に影響を及ぼすプレート間の固着の強さや堆積物の量に違いがあることが指摘されていたこと、当該領域内で過去に発生した地震は3つと少なく、過去の地震のデータが少ないとなどから、領域内のどこかで発生すると考えられるが、想定震源域を特定できず、これを公表した推進本部自身が、発生領域の評価及び発生確率について、信頼度を「C：やや低い」としており、その頭書において、「なお、今回の評価は、今までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分にないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたつ

てはこの点に十分留意する必要がある。」と付記していることが認められる。また、前記認定事実のとおり、長期評価の見解は、中央防災会議で採用が採用されなかつたものであり、これに対する専門家の評価も、専門家9人中7人が「地震又は津波の専門家の統一的な見解や最大公約数的見解とは言い難い」、「理学的根拠から発生がうかがわれるという科学的コンセンサスが得られてる津波であるとは考えられていなかつた」、「直ちに対策を取らせるような説得力のある見解とは考えられていなかつた」、「実際の防災対策をしていく上で、明治三陸地震と同じような津波地震が福島沖で発生すると考えることは難しいと考えられる」などという否定的なものである。このように、長期評価の見解は、一定程度の信頼性は認められるものの、その根拠となつたデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから、専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえるほど確立した知見であったとはいはず、予見可能性の程度は高度なものではなかつたということができる。

5 結果回避可能性

(1) 結果回避可能性は、規制権限を行使すべきとされる時期に予見可能で、かつ、予見すべきであった津波を前提に、結果回避措置及び結果回避可能性を検討すべきである。本件においては、前記のとおり、被告国は、遅くとも平成18年には、福島第一原発の主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波、すなわち、被告東電の2008年推計による敷地南側でO. P. + 15.7 mの津波（以下「本件想定津波」という。）を予見することができたのであるから、この津波を前提に、被告国が被告東電に採らるべきであった結果回避措置及びその措置を講ずることによって平成23年3月11日において主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来による全交流電源喪失という事態を回避することができたか否かを検討する。具体的には、原告らは、被告国は、被告東電に対し、結果回避措置として、①ないし③の措置を行わせるべきであり、また、これらの措置を並行して行わせるべきであった

旨主張することから、①ないし③の措置を本件事故が発生する平成23年3月11日までに完了し、主要建屋の敷地高さであるO.P.+10mを超える津波の到来による全交流電源喪失という事態を回避することができたか検討する。

(2) 平成18年の時点で、O.P.+10mを超える津波の到来が予見可能であったとしても、そのための具体的な対策を実施するには、まずは被告東電において、本件想定津波に対する対策を検討、選択しなければならないところ、津波対策としては、①ないし③の措置に限らず、防潮堤の設置等も十分に考えられるところであった。また、①ないし③の措置を探るには、当該工事のみならず、その前提として、許認可手続等も必要なところ（丙A111, 137），許認可手続に必要な期間も考慮すれば、申請から①ないし③の措置の工事に着工するまでには、少なくとも約2年3か月又は二、三年程度を要し、実際には、これら以外に地元の了解を得るためにの期間や被告東電による対策工事の設計に要する期間等が加わることから、更に長時間を要するとの意見もあるところである（丙A111, 137参照）。また、①ないし③の措置の前提となる津波の算定根拠となった長期評価の見解は、前記のとおり、確度及び精度がそれほど高いものではなく、O.P.+10mを超える津波の到来は切迫したものではなかった。さらに、平成18年当時は、地震対策が喫緊の課題とされ、平成18年9月19日に耐震設計審査指針が改正されたのを受けて平成18年耐震バックチェックが進められ、被告らはこれに注力していた（丙A100の1・2）ことから、津波対策は地震対策に比して優先度の低いものであったといえる。また、保安院、原子力安全基盤機構、被告東電を含む電気事業者等で構成する溢水勉強会は、平成19年4月、「溢水勉強会の調査結果について」と題する報告書（丙A42）を取りまとめ、福島第一原発の外部溢水について検討を行っているところである。そして、被告東電及び被告国（財政的資源及び人的資源）は有限であり、あらゆるリスクに備えてあらゆる対策を講じること

は不可能であるところ、上記のような確度及び精度の不十分な長期評価の見解に基づいて、津波対策より地震対策を優先的に講ずるという判断をすることは不合理とはいえない。これらの事情を総合的に勘案すれば、①ないし③の措置は本件事故までに完成していなかった可能性が高く（丙A111、137参照）、O.P.+10mを超える津波の到来による全交流電源喪失という事態を回避することができたとは認められない。

原告らは、本件事故後に浜岡原子力発電所において行われた津波対策を参考にして作成された意見書（甲A143）に基づいて、①ないし③の措置は設計から2ないし3年以内に完成するから、平成18年の時点で対策に着手すれば、本件事故までに完成していた旨主張する。しかし、上記意見書は、許認可に要する時間を度外視したものであり、また、本件事故後に浜岡原子力発電所において短期間の間に津波対策を講じることが可能であったとしても、それは本件事故の発生を受けて緊急に作業が進められたものであり、本件事故前とは緊急性も知見も異なるものである（丙A105）。したがって、原告らの主張は、その前提を本件事故前の状況と異にするものであり、採用することができない。

6 規制権限行使における専門性、裁量性

どのような自然現象が発生した場合に原子炉の安全性を損なうおそれがあるか、原子炉の安全性を損なうおそれがあると判断した場合にどのような措置を採らるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要であるから、経済産業大臣には、どのような場合にどのような措置を講ずるかの判断について広範な裁量が認められるべきである。また、技術基準適合命令に違反した場合には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科の罰則が定められているものであるから（電気事業法116条2号）、その行使には一定の制約を伴うものである。

本件についてみれば、福島第一原発の主要建屋の敷地高さであるO.P.+1

0 mを超える津波による浸水を防止し、全交流電源喪失という事態を回避する措置としては、原告らの主張する①ないし③の措置に限定されるものではなく、防潮堤の設置等の他の方法によることも十分に考えられる状況であったといえる。また、前記認定事実によれば、被告東電は、長期評価の見解を受けて、その根拠が不十分であることから、確定論として取り入れることはせず、確率論に基づく安全対策の中で取り入れていくこととし、その旨保安院に報告したことが認められる。このように、被告東電は、長期評価の見解を受けて何ら対策をとっていなかったわけではなく、確率論に基づく安全対策の中で取り入れようとしていたといえるが、前記のとおり、長期評価の見解はその根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから信頼性が必ずしも高くなかったことに鑑みれば、長期評価の見解を確定論ではなく確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという方針は一定の合理性を有するものであったといえる。そして、被告国は、被告東電から長期評価の見解に対する対応策について報告を受けた後、長期評価の見解の根拠について推進本部の委員に確認するよう被告東電に指示し、同被告から確認の結果の報告を受けるなど、情報収集及び長期評価の見解に対する対策を検討していたのであり、上記のとおり、被告東電の報告した方針が一定の合理性を有するものであったことからすれば、更なる対策等の指示を行わなかったとしても、被告国の上記対応が不合理とはいえない。

7　まとめ

- (1) 以上より、規制権限を定めた法が保護する国民の生命、身体、財産等は極めて重要なものであり、原子力発電所で事故が発生した場合の被害は広範囲かつ長期間にわたって住民の生命や身体に影響を及ぼす恐れがあり非常に重大なものであることが認められる一方で、予見可能性は認められるものの、その程度は必ずしも高いものとはいえず、原子力発電所の津波に起因する事故による被害の発生が切迫していたということもできない。また、被告国が規制権限を行使したとしても、O. P. + 10 mの津波による全交流電源喪失という結果

を回避することができたものとは認められない上、想定した津波に対する考え方得る有効な対策は①ないし③の措置に限られる状況ではなく、どのような措置を探らせるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合判断が必要であるから、いかなる規制権限を行使するかについては被告国に広範な裁量が認められていたところ、被告らは、当時、喫緊の課題とされ、津波対策より優先度が高かった地震対策である平成18年耐震バックチェックに注力していたところである。そして、規制権限を行使して技術基準適合命令を発したときには、これに違反した場合に罰則が定められているから、その行使には一定の制約を伴うものである。さらに、被告国は、長期評価の見解について全く考慮していなかったわけではなく、被告東電から長期評価の見解に対する対応について報告を受けるなどして、被告東電の対応について把握し、長期評価の見解に対する対策を検討していた。これらの事情を総合すると、①ないし③の措置を探るよう技術基準適合命令を発しなかったことがその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められない。したがって、①ないし③の措置を探るよう技術基準適合命令を発しなかったという規制権限の不行使が国賠法上違法ということはできない。

(2) なお、原告らは、本件想定津波を想定して①ないし③の措置を探っていれば、本件津波による本件事故も回避することができると主張するのに対し、被告国は、本件想定津波と本件津波とは規模等が大きく異なるため、仮に本件想定津波を想定して回避措置を探っていたとしても、本件津波による本件事故を回避することはできなかつたと主張するため、①ないし③の措置を探っていれば、本件津波による本件事故を回避できたかについても、念のため検討する。

ア 前記のとおり、原告らは、結果回避措置として、①ないし③の措置を探ることを主張し、また、これらの措置は並行して行われるべきであったと主張する。

本件については、本件想定津波の前提となる地震はM8.3であるのに対

し、本件地震はM 9であることから、地震エネルギーは本件想定津波の前提となった地震より本件地震の方が約1.1倍大きなものであった（前提事実、甲A 141、丙A 154、弁論の全趣旨）。また、本件想定津波が前提としている地震によって動くとされた断層領域は、南北の長さが210km、東西の幅が50kmであるのに対し、本件地震によって動いた断層領域は南北の長さ400km以上、東西の幅が200km以上であったと推定され、本件想定津波が前提としている地震の断層すべり量は9.7mであったのに対し、本件地震の断層すべり量は50m以上であったと推定されている（甲A 141、丙A 19、154）。このように、本件想定津波が前提としている地震と本件地震は、地震エネルギーの大きさ、動いた断層領域の広さ、断層すべり量などにおいて、大きく異なるものであった。

本件想定津波の高さは、O. P. + 10mである敷地南側ではO. P. + 15.7m、O. P. + 13mである敷地北側ではO. P. + 13.7mであり、浸水深は約0.5ないし6mであった（甲A 141）。これに対し、本件津波の高さ（浸水高）は、敷地南側ではO. P. + 約11.5ないし15.5mであり、浸水深は約1.5ないし5.5mであった。このエリアの南西部では、局所的に、高さO. P. + 約16ないし17mの浸水高が確認されており、浸水深は約6ないし7mであった。また、津波の高さは、敷地北側ではO. P. + 約13ないし14.5mであり、浸水深は約1.5m以下であった。（甲A 1の1・本文編19頁）

そして、本件想定津波では、敷地高さを超える津波が到来するのは敷地南側からのみであるのに対し（甲A 141）、本件津波では、敷地の北側、東側、南側の全ての方向から津波が到来しており、敷地南側のみならず敷地東側からもO. P. + 10mを超える津波が到来している（甲A 1の1・資料編資料II-11）。このように、本件想定津波と本件津波はその規模や到来する方向が大きく異なるものであった。

以上より、本件想定津波と本件津波及びこれらの前提となった地震には規模や方向に大きな違いがあり、本件想定津波を前提とした①ないし③の措置を講じていたとしても、本件津波の到来により本件事故の発生を防止することができたと直ちに認めることはできない。

イ また、以下のとおり、①ないし③の措置について具体的に検討しても、これらの措置を講じることにより本件事故を回避することができたと認めることはできない。

(ア) ①の措置について

原告らは、2008年推計を前提とすれば、福島第一原発1号機ないし4号機の建屋について敷地高さを2m超える津波を想定して津波対策を探っていれば本件事故を回避することができた旨主張し、その根拠として「2メートルを超える津波対策と5メートルを超える津波対策では構造物の設計強度を2.5倍にしなければならないが、これは安全裕度3の範囲内にある。したがって、2メートル対策をとっても、5メートルの津波に耐えられたと考える。」と述べる渡辺意見書（甲A143参照）を提出する。しかし、この見解は、原子力発電所の構造物の安全裕度が3であることを前提とするものであるが、本件事故前において原子力発電所の構造物の安全裕度が3であったと認めるに足りる証拠はなく、敷地高さを2m超える津波を想定して津波対策を探っていれば、敷地高さを5m超える津波に耐えることができたと認めることはできない。また、水密扉を設置するとしても、設計条件を決める際には、水圧を適切に想定するだけでなく、津波が当該水密扉に到達した時の波力や漂流物が衝突した場合の衝撃力なども考慮した上で、水密扉の設計がされなければならないところ、当時、どのような高さの津波を想定して水密化の仕様を決定すればよいか確実な答えを出すことができない状態であり（丙A112）、また、陸上構造物に作用する津波波圧の評価式についてはコンセンサスが得られて

おらず、本件想定津波で想定される波圧を前提に水密扉を設計した場合、本件津波に耐えられなかつた可能性も指摘されていること（丙A105）などからすれば、本件想定津波を前提に水密扉を設計し設置したとしても、本件津波に耐えられたと認めることはできない。このように、本件事故までに①の措置を採ったとしても、本件事故を回避できたものとは認められない。

(イ) ②の措置について

②の措置についても、具体的には、建屋内の隔壁及び床等の配管貫通部の浸水防止及び出入口への水密扉の設置が考えられるところ、前記(ア)のとおり、本件想定津波を前提に水密扉を設計し設置したとしても、本件津波に耐えられたかは不明であり、本件想定津波と本件津波は大きさや方向が大きく異なることをも考慮すれば、本件事故までに②の措置を採ったとしても、本件事故を回避できたものとは認められない。

(ウ) ③の措置について

③の措置についても、前記(ア)及び(イ)と同様に、本件想定津波を前提に水密化を設計し設置したとしても、本件津波に耐えられたかは不明であり、本件想定津波と本件津波は大きさや方向が大きく異なることをも考慮すれば、本件事故までに③の措置を採ったとしても、本件事故を回避できたものとは認められない。

(エ) 以上より、①ないし③の措置を本件事故までに講じたとしても、本件事故を回避できたものとは認められず、①ないし③の措置を並行して講じたとしても、本件想定津波を前提にした設計では本件津波に耐えられたかは不明であるから、本件事故を回避できたと認めることはできない。したがって、①ないし③の措置について具体的に検討しても、本件事故を回避することはできたということはできない。

ウ 原告は、その他電源車の配置等の結果回避措置についても主張するが、い

ずれも抽象的なものであり、その措置を実施したことにより本件事故を回避できたものとは直ちに認められないから採用できない。

第3 省令62号33条4項に反することを理由とした技術基準適合命令を発しなかつたことの違法性

- 1 原告らは、福島第一原発各号機の非常用ディーゼル発電機及び非常用高圧配電盤は、同じフロアに集中的に設置されており、設置フロアへの津波による浸水によって同時に機能喪失する配置であったところ、かかる状況は「独立性」（平成18年1月1日施行後の省令62号33条4項）の要件を欠くから、経済産業大臣は、被告東電に対し、非常用電源設備及びその附属設備をその一部でも高い位置に配置するなど分散配置する、系統の一部でも水密化するなどし、共通要因たる津波の浸水に対して非常用電源設備及びその附属設備の「独立性」を確保するよう、技術基準適合命令を発すべきであった旨主張する。そこで、経済産業大臣に、福島第一原発各号機が「独立性」を欠くこと、すなわち、非常用電源設備及びその附属設備の位置的分散及び系統の一部の水密化がされていないことを理由に技術基準適合命令を発する権限及び義務があったのか、以下、検討する。
- 2 発電用原子炉設備に関する技術基準を定めた省令62号には「独立性」に関する定義規定は存在しないものの、平成13年安全設計審査指針においては、「独立性」とは、「二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないこと」をいい、「共通要因」とは、「二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力、放射線等による影響因子、及び系統又は機器に供給される電力、電気、油、冷却水等による影響因子をいう。」とされている（丙A14）。そして、平成13年安全設計審査指針は、原子力安全委員会が、発電用軽水型原子炉に関する経験と最新の技術的知見に基づき、発電用軽水型原子炉に係る安全審査に当たって確認すべき安全設計の基本方針を定めたものであり、合理性を有するものと認められる上、原子炉の安全確保を目的とし

て定められたという点において省令62号と同様の目的を有するから、省令62号に独自の定義規定が存在しない以上、「独立性」の定義に関しては、平成13年安全設計審査指針に従い、「二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないこと」をいうと解するのが相当である。

前提事実のとおり、平成13年安全設計審査指針は、「原子炉施設全般」の項目において、指針1ないし10を規定し、「原子炉及び原子炉停止系」以下において、個別の系列についての指針を規定しているところ、このような平成13年安全設計審査指針の規定ぶりからすれば、指針48（電気系統）の3における「独立性」とは、前記「原子炉施設全般」の指針において安全性が確保されることを前提としたものであると解される。したがって、指針48（電気系統）の3の「独立性」における「共通要因」とは、指針2（自然現象）、指針3（外部人為事象）、指針4（内部発生飛来物）、指針5（火災）等に対する安全性については既に確保されていることを前提として、さらに想定される「共通要因」であると解され、これら指針2ないし5において安全性を確保することが予定されている外部事象や内部発生飛来物は、「共通要因」として想定されないと解される。よって、「原子炉施設全般」において安全性を確保することが想定されている自然現象等は指針48（電気系統）の3の「独立性」における「共通要因」には含まれないと解するのが相当である。

そして、上記のとおり、平成13年安全設計審査指針における「独立性」の「共通要因」に自然現象等が含まれていないと解されることからすれば、省令62号33条4項における「独立性」においても、省令62号4条で想定されている津波を含む自然現象は「共通要因」には含まれないと解するのが相当である。

したがって、津波によって非常用電源設備等の機能が同時に阻害されることのないようにすることは、省令62号33条4項の「独立性」の意味するところではなく、同項は津波による被害を防止するために非常用電源設備等の位置的分散

や系統の一部の水密化を要求していなかったといえる。そして、このように解じたとしても、津波等の自然現象に対する対策に関する技術基準は省令62号4条に規定されているから何ら不当ではない。

3 以上より、本件事故当時、福島第一原発各号機の非常用ディーゼル発電機及び非常用高圧配電盤は、同じフロアに集中的に設置されており、設置フロアへの津波による浸水によって同時に機能喪失する配置であったとしても、これは「独立性」の要件を欠く状態とはいえないから、経済産業大臣には、福島第一原発各号機が省令62号33条4項の要件を欠くことを理由に技術基準適合命令を発する権限及び義務はなかったといえる。よって、経済産業大臣が福島第一原発各号機が省令62号33条4項の要件を欠くことを理由に技術基準適合命令を発しなかったことは国賠法上違法とはいえない。

また、平成18年当時、津波や内部溢水に対する安全性は別の規定で確保されることが前提となっていたことなどからすれば、平成18年時点において、省令62号33条4項の非常用電源設備の「独立性」として津波や内部溢水に対する「独立性」を要求すべき省令改正義務があったとは認められない。

第4 シビアアクシデント対策についての規制権限不行使の違法性

1 原告らは、設計基準事象を超える事態に対する対策、すなわち、シビアアクシデント対策を法令により義務付けるべきであったにもかかわらず、法令により義務付けなかつたことが違法である旨主張するところ、具体的には、外部事象に起因するシビアアクシデント対策及び長時間の全交流電源喪失対策を法令により義務付けなかつたことが違法であると主張しているものと解される。

しかし、原告らの上記主張は、いずれも抽象的なものであり、被告国が具体的にどのような対策を探るべきであったのか判然とせず、原告らが主張する①ないし③の措置を命ずる以外に、被告国が外部事象に起因するシビアアクシデント対策及び長時間の全交流電源喪失対策を何らかの形で法令により義務付けたとしても、被告東電がどのような対策をとったか不明であり、かかる措置により本件

事故を回避できたかも不明である。したがって、被告国が採るべき措置及びかかる措置をとった場合に本件事故が回避できことについて具体的な主張立証がされているとはいえない。よって、外部事象に起因するシビアアクシデント対策及び長時間の全交流電源喪失対策を法令により義務付けなかったことが違法であるとする原告らの上記主張は採用できない。

2 また、原告らは、被告国は本件事故後に省令62号4条を改正して5条の2を追加したところ、ここでは津波により全交流電源喪失が生じた場合の代替設備確保等のシビアアクシデント対策としての各種措置が義務付けられていることから、被告国は本件事故が発生する前においても上記のような措置を探る必要性を認識し得たといえ、被告国は、本件事故前に、本件事故後の改正により追加された省令62号5条の2と同様の規定を省令に規定すべきであった旨主張しているものと解される。

しかし、平成23年改正後の省令62号5条の2第2項のような代替設備確保義務を省令62号の改正により省令に規定すること自体は本件事故前においても可能であったが、平成23年改正による省令62号5条の2第2項は、緊急安全対策として電気事業者等に対して指示した設備に関する対策の省令上の位置付けを明確にするために本件事故を契機として追加されたものである（甲A75参照）。そして、前記のとおり、原子炉の安全性確保のためにいかなる措置を講ずるべきかは、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的な判断が必要であり、経済産業大臣の裁量が認められるところ、O.P.+10mを超える津波の到来の予見可能性はそれほど高いものではなかった上、被告東電は、長期評価の見解を確率論に基づく安全対策の中で取り入れることとし、被告国は、被告東電から報告を受け、その根拠について専門家の見解を求めるなどしていたことに照らすと、本件事故のような重大な事故が発生する前の時点においては、被告国に平成23年改正後の省令62号5条の2第2項のような代替設備確保義務を法令に規定すべき義務があったということはできず、少

なくとも上記のような代替設備確保義務を法令に規定しなかつたことが、著しく合理性を欠くということはできない。

3 以上より、原告らのシビアアクシデント対策についての主張はいずれも採用できず、被告国がシビアアクシデント対策を法令により義務付けなかつたことが国賠法上違法ということはできない。

第5 本件設置等許可処分を取り消さなかつたことの違法性

1 原告らは、平成18年の時点で、被告東電は、津波や過酷事故に対する十分な対策を探っていなかつたこと等から、福島第一原発各号機が当時の炉規法24条1項4号の要件に適合しない状態にあつたとして、経済産業大臣は、平成18年には、本件設置等許可処分を取り消すべきであった旨主張する。原告らの求める本件設置等許可処分の取消しは、本件設置等許可処分の成立時には本件設置等許可処分に瑕疵はなく、事後的に（本件においては平成18年時点）許可要件に適合しなくなつたことを理由に処分の職権での取消しを求めるものと解されるから、いわゆる行政行為の撤回に当たる。

2 本件設置等許可処分を職権で撤回しない不作為が違法の評価を受け得る場合があるとしても、その撤回の判断は、撤回の必要性の程度、本件設置等許可処分の性質、内容、撤回によって相手方の被る不利益の程度等を総合的に勘案して判断する必要がある上、原子炉の設置許可基準適合性の判断など高度に専門的な知見を要することから、経済産業大臣の広範な裁量に委ねられているというべきであり、本件設置等許可処分を撤回しないという経済産業大臣の判断が著しく合理性を欠くものである場合に限って、国賠法上違法となると解するのが相当である。

3 本件についてみると、前記第2のとおり、平成18年時点では、福島第一原発の主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10mを超える津波の到来を予見することは可能であったものの、その予見可能性の程度は、直ちに津波に対する対策を探らなければならないほど切迫したものではなかつた。また、平成18年の時点

では、我が国においては津波により全交流電源が喪失する事故が発生している状況ではなかった。これらの事情からすれば、平成18年当時、本件設置等許可処分を撤回する必要性が高まっていたとはいえない。また、O.P.+10mを超える津波の到来に対する安全対策は、様々なものが考えられ、どのような措置を探らせるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合判断が必要であり、本件設置等許可処分を撤回しなければ対応できないものではない。一方で、本件設置等許可処分を撤回した場合には、福島第一原発の運転を停止せざるを得なくなり、本件設置等許可処分の相手方である被告東電は大きな経済的不利益を被ることになるだけでなく、電力の安定供給にも悪影響を及ぼす可能性もあった。以上の事情に鑑みれば、旧炉規法24条1項4号の要件が充足されていないとして本件設置等許可処分を撤回しないという経済産業大臣の判断が著しく合理性を欠くということはできない。よって、本件設置等許可処分を撤回しなかったことが国賠法上違法ということはできない。

第6 結論

以上より、被告国の規制権限不行使が国賠法上違法ということはできない。

第4章 被告国の本件事故後の対応の違法性

第1 本件事故後の避難指示の違法性

原告らは、被告国による本件事故後の避難指示が不適切かつ不十分であって違法である旨主張する。

前記認定事実によれば、本件事故発生後、保安院、経済産業大臣、内閣総理大臣等は、本件事故を受けて、原災法に基づく報告や原子力緊急事態宣言の発出を行ったこと、原災本部が原災法15条3項に基づいて福島県知事及び関係地方公共団体に対して避難の指示や屋内退避の指示をしたことが認められるが、これらの対応は、本件事故後に行われたものであるから、本件事故の発生と因果関係を有するものではなく、本件事故発生についての被告国の責任として違法性が認め

られるものではないし、当時の状況において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく行ったものということもできない。したがって、被告国による本件事故後の避難指示が国賠法上違法とは認められない。

第2 本件事故後の放射性物質拡散予測に関する情報の不開示及び隠避の違法性

原告らは、被告国は、本件事故後に放射性物質拡散予測に関する情報の不開示及び隠避を行ったことにより、原告らの不安を増大させたことが違法である旨主張する。

前記認定事実によれば、被告国は、SPEEDI計算の結果を入手していたものの平成23年3月23日に至るまで公表していなかったことが認められるが、これらの行為は、本件事故後に行われたものであるから、本件事故の発生と因果関係を有するものではなく、本件事故発生についての被告国の責任として違法性が認められるものではない。また、仮にSPEEDI計算の結果が公表されないことにより原告らの不安が増大したことがあったとしても、SPEEDI計算の結果を公表することにより無用な混乱を招くおそれもあったのであり、SPEEDI計算の結果を公表するか否かの判断については、被告国に一定の裁量が認められているというべきである。そして、上記のとおり、SPEEDI計算の結果を公表することにより弊害が生じる可能性もあったことからすれば、被告国が本件事故後に放射性物質拡散予測に関する情報を直ちに開示しなかったことが被告国に付与された裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることもできない。よって、被告国による本件事故後に放射性物質拡散予測に関する情報の不開示及び隠避を行ったことが国賠法上違法とは認められない。

第5章 被告国の責任に関するまとめ

以上のとおり、本件事故の発生について、被告国に国賠法上の責任は認められない。

第6章 被告東電の責任（民法709条及び同法717条1項に基づく請求の可否）

原賠法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に

資することを目的として（原賠法1条），原子力事業者の無過失責任（同法3条1項），責任集中（同法3条2項，4条），求償権の制限（同法5条），原子力事業者の損害賠償措置（同法6条以下），国の措置（同法16条以下）などが定められている。そして，原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は，原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり，民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除しているものと解するのが相当である。したがって，本件事故による損害賠償に関しては，民法の不法行為に関する規定の適用ではなく，原賠法3条1項によってのみ損害賠償の請求をすることができるから，原告らの被告東電に対する民法709条及び同法717条1項に基づく請求は認められない。

第5部 損害論に関する当裁判所の判断

第1章 認定事実

第1 本件事故前の原告らの居住地等

本件事故前，福島県双葉郡富岡町（以下，単に「富岡町」という。）の旧居住制限区域には原告番号11（世帯全員が同一区域に居住していた場合には単に「原告番号〇〇」と記載し，同一世帯の中で異なる区域に居住していた者がいる場合には「原告番号〇〇一〇」と記載する。以下同じ。）及び29が，福島県双葉郡浪江町（以下，単に「浪江町」という。）の帰還困難区域には原告番号2が，同町の旧避難指示解除準備区域には原告番号28－2が，福島県南相馬市（以下，単に「南相馬市」という。）の旧避難指示解除準備区域には原告番号17が，同市の旧緊急時避難準備区域には原告番号3，18，19，20－1，20－2，21，24，30－2，30－3及び30－4が，福島県田村市（以下，単に「田村市」という。）の旧緊急時避難準備区域には原告番号41が，福島県いわき市（以下，単に「いわき市」という。）の自主的避難等対象区域には原告番号7，9，10，22，23，27，31，32，33，36，37，39及び40が，福島市の自主的避難等対象区域には原告番号5，6，14，16，35，38，

42及び43が、福島県郡山市（以下、単に「郡山市」という。）の自主的避難等対象区域には原告番号13及び28-1が、福島県須賀川市（以下、単に「須賀川市」という。）の自主的避難等対象区域には原告番号1が、福島県伊達郡川俣町（以下、単に「川俣町」という。）の自主的避難等対象区域には原告番号4及び15が、福島県伊達郡国見町（以下、単に「国見町」という。）の自主的避難等対象区域には原告番号12及び34が、福島県伊達市（以下、単に「伊達市」という。）の自主的避難等対象区域には原告番号8が、区域外には原告番号20-3、26及び30-1が、それぞれ居住していた。

第2 本件事故後の状況

1 環境放射能状況

(1) 富岡町の環境放射能は以下のとおりであった。

平成24年4月25日から同月30日まで

1. 62ないし5. 95 μ Sv/h (乙B149の1, 乙B158の1)

平成24年10月25日から同月31日まで

1. 48ないし5. 06 μ Sv/h (乙B149の2, 乙B158の2)

平成25年4月25日から同月30日まで

1. 14ないし4. 25 μ Sv/h (乙B149の3, 乙B156の3, 乙B158の3)

平成25年10月25日から同月31日まで

0. 97ないし2. 69 μ Sv/h (乙B149の4)

平成26年4月25日から同月30日まで

0. 32ないし3. 36 μ Sv/h (乙B149の5, 乙B156の5)

平成26年10月25日から同月31日まで

0. 25ないし2. 43 μ Sv/h (乙B149の6)

平成27年4月25日から同月30日まで

0. 25ないし2. 61 μ Sv/h (乙B149の7)

平成27年10月25日から同月31日まで

0.21ないし1.39 μ Sv/h (乙B149の8)

平成28年4月25日から同月30日まで

0.18ないし1.22 μ Sv/h (乙B149の9)

平成28年10月25日から同月31日まで

0.16ないし1.11 μ Sv/h (乙B149の10)

平成29年4月25日から同月30日まで

0.12ないし1.11 μ Sv/h (乙B149の11)

平成29年10月25日から同月31日まで

0.12ないし0.89 μ Sv/h (乙B149の12)

平成30年4月17日から同月30日まで

0.09ないし0.53 μ Sv/h (乙B149の13)

平成30年10月17日から同月31日まで

0.09ないし0.49 μ Sv/h (乙B149の14)

(2) 浪江町の環境放射能は以下のとおりであった。

平成24年4月25日から同月30日まで

0.13ないし29.93 μ Sv/h (乙B150の1, 乙B151の1)

平成24年10月25日から同月31日まで

0.11ないし24.64 μ Sv/h (乙B150の2, 乙B151の2)

平成25年4月25日から同月30日まで

0.10ないし22.86 μ Sv/h (乙B150の3, 乙B151の3)

平成25年10月25日から同月31日まで

0.09ないし19.64 μ Sv/h (乙B150の4, 乙B151の4)

平成26年4月25日から同月30日まで

0.12ないし17.59 μ Sv/h (乙B150の5, 乙B151の5, 乙B152の5)

平成26年10月25日から同月31日まで

0.10ないし15.40 μ Sv/h(乙B150の6, 乙B151の6, 乙B152の6)

平成27年4月25日から同月30日まで

0.09ないし13.98 μ Sv/h(乙B150の7, 乙B151の7, 乙B152の7)

平成27年10月25日から同月31日まで

0.09ないし12.71 μ Sv/h(乙B150の8, 乙B151の8, 乙B152の8)

平成28年4月25日から同月30日まで

0.08ないし11.50 μ Sv/h(乙B150の9, 乙B151の9, 乙B152の9)

平成28年10月25日から同月31日まで

0.07ないし10.78 μ Sv/h(乙B150の10, 乙B151の10, 乙B152の10)

平成29年4月25日から同月30日まで

0.07ないし9.93 μ Sv/h(乙B150の11, 乙B151の11, 乙B152の11)

平成29年10月25日から同月31日まで

0.06ないし9.04 μ Sv/h(乙B150の12, 乙B151の12, 乙B152の12)

平成30年4月17日から同月30日まで

0.06ないし8.62 μ Sv/h(乙B150の13, 乙B151の13)

平成30年10月17日から同月31日まで

0.06ないし8.58 μ Sv/h(乙B150の14, 乙B151の14)

(3) 南相馬市の環境放射能は以下のとおりであった。

平成24年4月25日から同月30日まで

0.22ないし4.95 μ Sv/h (乙B155の1)

平成24年10月25日から同月31日まで

0.15ないし4.44 μ Sv/h (乙B155の2)

平成25年4月25日から同月30日まで

0.13ないし3.81 μ Sv/h (乙B155の3)

平成25年10月25日から同月31日まで

0.11ないし3.16 μ Sv/h (乙B155の4)

平成26年4月25日から同月30日まで

0.06ないし2.98 μ Sv/h (乙B155の5)

平成26年10月25日から同月31日まで

0.06ないし2.54 μ Sv/h (乙B155の6)

平成27年4月25日から同月30日まで

0.06ないし2.39 μ Sv/h (乙B155の7)

平成27年10月25日から同月31日まで

0.06ないし2.16 μ Sv/h (乙B155の8)

平成28年4月25日から同月30日まで

0.06ないし1.78 μ Sv/h (乙B155の9)

平成28年10月25日から同月31日まで

0.06ないし1.65 μ Sv/h (乙B155の10)

平成29年4月25日から同月30日まで

0.06ないし1.47 μ Sv/h (乙B155の11)

平成29年10月25日から同月31日まで

0.05ないし1.16 μ Sv/h (乙B155の12)

平成30年4月17日から同月30日まで

0.04ないし1.24 μ Sv/h (乙B155の13)

平成30年10月17日から同月31日まで

0.04ないし1.13 μ Sv/h (乙B155の14)

(4) 田村市の環境放射能は以下のとおりであった。

平成24年4月25日から同月30日まで

0.12ないし0.27 μ Sv/h (乙B157の1)

平成24年10月25日から同月31日まで

0.11ないし0.24 μ Sv/h (乙B157の2)

平成25年4月25日から同月30日まで

0.10ないし0.11 μ Sv/h (乙B157の3)

平成25年10月25日から同月31日まで

0.09ないし0.10 μ Sv/h (乙B157の4)

平成26年4月25日から同月30日まで

0.07ないし0.26 μ Sv/h (乙B157の5)

平成26年10月25日から同月31日まで

0.06ないし0.22 μ Sv/h (乙B157の6)

平成27年4月25日から同月30日まで

0.06ないし0.19 μ Sv/h (乙B157の7)

平成27年10月25日から同月31日まで

0.06ないし0.18 μ Sv/h (乙B157の8)

平成28年4月25日から同月30日まで

0.05ないし0.16 μ Sv/h (乙B157の9)

平成28年10月25日から同月31日まで

0.05ないし0.16 μ Sv/h (乙B157の10)

平成29年4月25日から同月30日まで

0.05ないし0.14 μ Sv/h (乙B157の11)

平成29年10月25日から同月31日まで

0. 06ないし0. 12 μ Sv/h (乙B157の12)

平成30年4月17日から同月30日まで

0. 06ないし0. 13 μ Sv/h (乙B157の13)

平成30年10月17日から同月31日まで

0. 06ないし0. 13 μ Sv/h (乙B157の14)

(5) いわき市の環境放射能は以下のとおりであった。

平成23年3月31日

0. 39ないし1. 46 μ Sv/h (乙B198)

平成23年4月30日

0. 11ないし0. 62 μ Sv/h (乙B198)

平成23年5月31日

0. 12ないし0. 59 μ Sv/h (乙B198)

平成23年6月30日

0. 09ないし0. 35 μ Sv/h (乙B198)

平成23年7月31日

0. 10ないし0. 39 μ Sv/h (乙B198)

平成23年8月31日

0. 09ないし0. 38 μ Sv/h (乙B198)

平成23年9月30日

0. 09ないし0. 36 μ Sv/h (乙B198)

平成23年10月31日

0. 09ないし0. 36 μ Sv/h (乙B198)

平成23年11月30日

0. 09ないし0. 36 μ Sv/h (乙B198)

平成23年12月31日

0. 09ないし0. 36 μ Sv/h (乙B198)

平成24年1月31日

0.09ないし0.34μSv/h (乙B198)

平成24年2月16日

0.09ないし0.36μSv/h (乙B198)

平成24年4月1日から同月12日まで

0.05ないし0.84μSv/h (乙B171の1)

平成25年4月1日から同月12日まで

0.05ないし0.61μSv/h (乙B171の2)

平成26年4月1日から同月12日まで

0.04ないし0.31μSv/h (乙B171の3)

平成27年4月1日から同月12日まで

0.04ないし0.30μSv/h (乙B171の4)

平成28年4月1日から同月12日まで

0.03ないし0.24μSv/h (乙B171の5)

平成29年4月1日から同月30日まで

0.03ないし0.12μSv/h (乙B269)

平成30年4月1日から同月30日まで

0.03ないし0.12μSv/h (乙B414)

(6) 福島市の環境放射能は以下のとおりであった。

平成23年3月31日

0.64ないし2.61μSv/h (乙B198)

平成23年4月30日

0.51ないし1.49μSv/h (乙B198)

平成23年5月31日

0.41ないし1.36μSv/h (乙B198)

平成23年6月30日

0. 40ないし1. 05μSv/h (乙B198)

平成23年7月31日

0. 29ないし1. 08μSv/h (乙B198)

平成23年8月31日

0. 36ないし0. 99μSv/h (乙B198)

平成23年9月30日

0. 34ないし0. 93μSv/h (乙B198)

平成23年10月31日

0. 35ないし1. 18μSv/h (乙B198)

平成23年11月30日

0. 34ないし1. 16μSv/h (乙B198)

平成23年12月31日

0. 34ないし1. 12μSv/h (乙B198)

平成24年1月31日

0. 23ないし1. 06μSv/h (乙B198)

平成24年2月16日

0. 27ないし1. 08μSv/h (乙B198)

平成24年4月1日から同月12日まで

0. 03ないし1. 40μSv/h (乙B171の1)

平成25年4月1日から同月12日まで

0. 08ないし0. 64μSv/h (乙B171の2)

平成26年4月1日から同月12日まで

0. 03ないし0. 36μSv/h (乙B171の3)

平成27年4月1日から同月12日まで

0. 03ないし0. 30μSv/h (乙B171の4)

平成28年4月1日から同月12日まで

0. 05ないし0. 25μSv/h (乙B171の5)

平成29年4月1日から同月30日まで

0. 05ないし0. 23μSv/h (乙B269)

平成30年4月1日から同月30日まで

0. 02ないし0. 20μSv/h (乙B414)

(7) 福島県白河市（以下「白河市」という。）の環境放射能は以下のとおりであった。

平成24年4月1日から同月12日まで

0. 10ないし0. 45μSv/h (乙B171の1)

平成25年4月1日から同月12日まで

0. 08ないし0. 37μSv/h (乙B171の2)

平成26年4月1日から同月12日まで

0. 07ないし0. 23μSv/h (乙B171の3)

平成27年4月1日から同月12日まで

0. 06ないし0. 20μSv/h (乙B171の4)

平成28年4月1日から同月12日まで

0. 06ないし0. 17μSv/h (乙B171の5)

平成29年4月1日から同月30日まで

0. 06ないし0. 16μSv/h (乙B269)

平成30年4月1日から同月30日まで

0. 05ないし0. 15μSv/h (乙B414)

(8) 郡山市の環境放射能は以下のとおりであった。

平成23年3月31日

1. 00ないし2. 12μSv/h (乙B198)

平成23年4月30日

0. 30ないし1. 51μSv/h (乙B198)

平成23年5月31日

0.20ないし1.36 μ Sv/h (乙B198)

平成23年6月30日

0.25ないし1.24 μ Sv/h (乙B198)

平成23年7月31日

0.21ないし1.10 μ Sv/h (乙B198)

平成23年8月31日

0.21ないし1.03 μ Sv/h (乙B198)

平成23年9月30日

0.21ないし1.00 μ Sv/h (乙B198)

平成23年10月31日

0.21ないし0.98 μ Sv/h (乙B198)

平成23年11月30日

0.21ないし0.96 μ Sv/h (乙B198)

平成23年12月31日

0.20ないし0.91 μ Sv/h (乙B198)

平成24年1月31日

0.16ないし0.78 μ Sv/h (乙B198)

平成24年2月16日

0.17ないし0.83 μ Sv/h (乙B198)

平成24年4月1日から同月12日まで

0.06ないし1.32 μ Sv/h (乙B171の1)

平成25年4月1日から同月12日まで

0.06ないし0.94 μ Sv/h (乙B171の2)

平成26年4月1日から同月12日まで

0.05ないし0.33 μ Sv/h (乙B171の3)

平成27年4月1日から同月12日まで
0.04ないし0.26μSv/h(乙B171の4)

平成28年4月1日から同月12日まで
0.05ないし0.19μSv/h(乙B171の5)

平成29年4月1日から同月30日まで
0.04ないし0.17μSv/h(乙B269)

平成30年4月1日から同月30日まで
0.05ないし0.16μSv/h(乙B414)

(9) 須賀川市の環境放射能は以下のとおりであった。

平成23年3月31日
0.43μSv/h(乙B198)

平成23年4月30日
0.30μSv/h(乙B198)

平成23年5月31日
0.28μSv/h(乙B198)

平成23年6月30日
0.28ないし1.19μSv/h(乙B198)

平成23年7月31日
0.23ないし1.07μSv/h(乙B198)

平成23年8月31日
0.22ないし0.98μSv/h(乙B198)

平成23年9月30日
0.89ないし0.94μSv/h(乙B198)

平成23年10月31日
0.85μSv/h(乙B198)

平成23年11月30日

0. 83ないし0. 89 μ Sv/h (乙B198)

平成23年12月31日

0. 84 μ Sv/h (乙B198)

平成24年1月31日

0. 61ないし0. 66 μ Sv/h (乙B198)

平成24年2月16日

0. 77ないし0. 79 μ Sv/h (乙B198)

平成24年4月1日から同月12日まで

0. 12ないし0. 45 μ Sv/h (乙B171の1)

平成25年4月1日から同月12日まで

0. 09ないし0. 34 μ Sv/h (乙B171の2)

平成26年4月1日から同月12日まで

0. 08ないし0. 25 μ Sv/h (乙B171の3)

平成27年4月1日から同月12日まで

0. 07ないし0. 19 μ Sv/h (乙B171の4)

平成28年4月1日から同月12日まで

0. 06ないし0. 15 μ Sv/h (乙B171の5)

平成29年4月1日から同月30日まで

0. 05ないし0. 13 μ Sv/h (乙B269)

平成30年4月1日から同月30日まで

0. 05ないし0. 12 μ Sv/h (乙B414)

(10) 国見町及び川俣町の環境放射能は以下のとおりであった。

平成24年4月25日から同月30日まで

0. 21ないし1. 07 μ Sv/h (乙B154の1)

平成24年10月25日から同月31日まで

0. 14ないし1. 21 μ Sv/h (乙B154の2)

平成25年4月25日から同月30日まで
0.12ないし1.03 μ Sv/h (乙B154の3)

平成25年10月25日から同月31日まで
0.11ないし0.86 μ Sv/h (乙B154の4)

平成26年4月25日から同月30日まで
0.11ないし0.94 μ Sv/h (乙B154の5)

平成26年10月25日から同月31日まで
0.10ないし0.72 μ Sv/h (乙B154の6)

平成27年4月25日から同月30日まで
0.06ないし0.68 μ Sv/h (乙B154の7)

平成27年10月25日から同月31日まで
0.06ないし0.60 μ Sv/h (乙B154の8)

平成28年4月25日から同月30日まで
0.05ないし0.53 μ Sv/h (乙B154の9)

平成28年10月1日から同月12日まで
0.04ないし0.49 μ Sv/h (乙B154の10)

平成29年4月25日から同月30日まで
0.04ないし0.46 μ Sv/h (乙B154の11)

平成29年10月25日から同月31日まで
0.04ないし0.41 μ Sv/h (乙B154の12)

平成30年4月1日から同月30日まで
0.04ないし0.41 μ Sv/h (乙B414)

(11) 伊達市の環境放射能は以下のとおりであった。

平成23年3月31日
2.25 μ Sv/h (乙B198)

平成23年4月30日

1. 21 µSv/h (乙B198)

平成23年5月31日

1. 06 µSv/h (乙B198)

平成23年6月30日

1. 79ないし2. 18 µSv/h (乙B198)

平成23年7月31日

1. 31ないし1. 69 µSv/h (乙B198)

平成23年8月31日

1. 55ないし2. 15 µSv/h (乙B198)

平成23年9月30日

1. 46ないし2. 11 µSv/h (乙B198)

平成23年10月31日

1. 44ないし2. 13 µSv/h (乙B198)

平成23年11月30日

1. 46ないし2. 02 µSv/h (乙B198)

平成23年12月31日

1. 25ないし2. 04 µSv/h (乙B198)

平成24年1月31日

0. 84ないし1. 52 µSv/h (乙B198)

平成24年2月16日

0. 90ないし1. 59 µSv/h (乙B198)

平成24年4月1日から同月12日まで

0. 17ないし0. 98 µSv/h (乙B171の1)

平成25年4月1日から同月12日まで

0. 12ないし0. 58 µSv/h (乙B171の2)

平成26年4月1日から同月12日まで

0.09ないし0.38μSv/h (乙B171の3)

平成27年4月1日から同月12日まで

0.07ないし0.31μSv/h (乙B171の4)

平成28年4月1日から同月12日まで

0.06ないし0.26μSv/h (乙B171の5)

平成29年4月1日から同月30日まで

0.05ないし0.24μSv/h (乙B269)

平成30年4月1日から同月30日まで

0.05ないし0.22μSv/h (乙B414)

2 本件事故による避難者数の推移

(1) 避難指示区域等からの避難者数は以下のとおり推移した(甲B42ないし51)

ア 平成24年8月14日時点 (甲B42)	
旧避難指示解除準備区域	約2.2万人
旧居住制限区域	約0.6万人
帰還困難区域	約0.03万人
警戒区域	約5.4万人
計画的避難区域	約0.4万人
旧緊急時避難準備区域	約2.5万人
イ 平成24年9月19日時点 (甲B43)	
旧避難指示解除準備区域	約2.2万人
旧居住制限区域	約0.6万人
帰還困難区域	約0.03万人
警戒区域	約5.4万人
計画的避難区域	約0.4万人
旧緊急時避難準備区域	約2.5万人

ウ 平成24年10月16日時点（甲B44）

旧避難指示解除準備区域	約2.2万人
旧居住制限区域	約0.6万人
帰還困難区域	約0.03万人
警戒区域	約5.4万人
計画的避難区域	約0.4万人
旧緊急時避難準備区域	約2.4万人

エ 平成25年2月20日時点（甲B45）

旧避難指示解除準備区域	約2.2万人
旧居住制限区域	約0.6万人
帰還困難区域	約1.1万人
警戒区域	約4.3万人
計画的避難区域	約0.4万人
旧緊急時避難準備区域	約2.3万人

オ 平成25年4月16日時点（甲B46）

旧避難指示解除準備区域	約3.3万人
旧居住制限区域	約2.4万人
帰還困難区域	約1.9万人
警戒区域	約0.7万人
計画的避難区域	約0.1万人
旧緊急時避難準備区域	約2.2万人

カ 平成25年5月10日時点（甲B47）

旧避難指示解除準備区域	約3.3万人
旧居住制限区域	約2.4万人
帰還困難区域	約1.9万人
警戒区域	約0.7万人

	計画的避難区域	約 0.1万人
	旧緊急時避難準備区域	約 2.2万人
キ	平成25年6月11日時点（甲B48）	
	旧避難指示解除準備区域	約 3.3万人
	旧居住制限区域	約 2.5万人
	帰還困難区域	約 2.5万人
	計画的避難区域	約 0.1万人
	旧緊急時避難準備区域	約 2.2万人
ク	平成25年9月17日時点（甲B49）	
	旧避難指示解除準備区域	約 3.3万人
	旧居住制限区域	約 2.3万人
	帰還困難区域	約 2.5万人
	旧緊急時避難準備区域	約 2.1万人
ケ	平成26年3月10日時点（甲B50）	
	旧避難指示解除準備区域	約 3.3万人
	旧居住制限区域	約 2.3万人
	帰還困難区域	約 2.5万人
	旧緊急時避難準備区域	約 2.1万人
コ	平成26年10月1日時点（甲B51）	
	旧避難指示解除準備区域	約 3.2万人
	旧居住制限区域	約 2.3万人
	帰還困難区域	約 2.4万人
	旧緊急時避難準備区域等（旧避難指示区域からの避難者も含む。）	
		約 2.0万人

(2) 自主的避難者について

ア 本件事故後の自主的避難者数は以下のとおり推移した（甲B41, 乙B5

6, 199)。

平成23年3月15日	4万0256人
平成23年3月25日	2万3659人
平成23年4月22日	2万2315人
平成23年5月22日	3万6184人
平成23年6月30日	3万4093人
平成23年7月28日	4万1377人
平成23年8月25日	4万7786人
平成23年9月22日	5万0327人

イ 平成23年3月15日時点での自主的避難者数及び人口に占める割合は以下のとおりである(乙B199)。

いわき市	1万5377人 (人口比4.5%)
郡山市	5068人 (人口比1.5%)
福島市	3234人 (人口比1.1%)
須賀川市	1138人 (人口比1.4%)
白河市	522人 (人口比0.8%)
田村市	39人 (人口比0.1%)
伊達市	14人 (人口比0.0%)
国見町	986人 (人口比9.8%)
川俣町	1人 (人口比0.0%)

(3) 18歳未満の避難者数は以下のように推移した(乙B201の1ないし5・7)

ア 富岡町

平成24年4月1日時点	2597人
平成25年4月1日時点	2382人
平成26年4月1日時点	2279人

	平成27年4月1日時点	2194人
	平成28年4月1日時点	2096人
	平成29年4月1日時点	1977人
イ	浪江町	
	平成24年4月1日時点	3298人
	平成25年4月1日時点	3276人
	平成26年4月1日時点	3133人
	平成27年4月1日時点	3039人
	平成28年4月1日時点	2960人
	平成29年4月1日時点	2846人
ウ	南相馬市	
	平成24年4月1日時点	5606人
	平成25年4月1日時点	5820人
	平成26年4月1日時点	5155人
	平成27年4月1日時点	4729人
	平成28年4月1日時点	4299人
	平成29年4月1日時点	3837人
エ	田村市	
	平成24年4月1日時点	387人
	平成25年4月1日時点	367人
	平成26年4月1日時点	289人
	平成27年4月1日時点	206人
	平成28年4月1日時点	139人
	平成29年4月1日時点	42人
オ	いわき市	
	平成24年4月1日時点	3641人

	平成 25 年 4 月 1 日時点	2803人
	平成 26 年 4 月 1 日時点	2107人
	平成 27 年 4 月 1 日時点	1690人
	平成 28 年 4 月 1 日時点	1358人
	平成 29 年 4 月 1 日時点	884人
力	福島市	
	平成 24 年 4 月 1 日時点	3174人
	平成 25 年 4 月 1 日時点	3034人
	平成 26 年 4 月 1 日時点	2398人
	平成 27 年 4 月 1 日時点	2059人
	平成 28 年 4 月 1 日時点	1561人
	平成 29 年 4 月 1 日時点	1379人
キ	白河市	
	平成 24 年 4 月 1 日時点	119人
	平成 25 年 4 月 1 日時点	254人
	平成 26 年 4 月 1 日時点	275人
	平成 27 年 4 月 1 日時点	238人
	平成 28 年 4 月 1 日時点	225人
	平成 29 年 4 月 1 日時点	43人
ク	郡山市	
	平成 24 年 4 月 1 日時点	2801人
	平成 25 年 4 月 1 日時点	2590人
	平成 26 年 4 月 1 日時点	2311人
	平成 27 年 4 月 1 日時点	2032人
	平成 28 年 4 月 1 日時点	1880人
	平成 29 年 4 月 1 日時点	1707人

ヶ 須賀川市		
平成24年4月1日時点	182人	
平成25年4月1日時点	169人	
平成26年4月1日時点	264人	
平成27年4月1日時点	247人	
平成28年4月1日時点	196人	
平成29年4月1日時点	137人	
コ 川俣町		
平成24年4月1日時点	242人	
平成25年4月1日時点	225人	
平成26年4月1日時点	200人	
平成27年4月1日時点	176人	
平成28年4月1日時点	165人	
平成29年4月1日時点	189人	
サ 国見町		
平成24年4月1日時点	56人	
平成25年4月1日時点	57人	
平成26年4月1日時点	26人	
平成27年4月1日時点	25人	
平成28年4月1日時点	21人	
平成29年4月1日時点	18人	
シ 伊達市		
平成24年4月1日時点	428人	
平成25年4月1日時点	401人	
平成26年4月1日時点	312人	
平成27年4月1日時点	246人	

平成28年4月1日時点

230人

平成29年4月1日時点

156人

3 本件事故後の新聞報道等の状況

本件事故後の新聞報道等の状況は、以下のとおりである。

(1) 平成23年3月

「190人被曝の恐れ」、「避難の全希望者検査」、「福島第一原子力発電所の敷地境界で、高いレベルの放射線が検出された。多数の一般住民が被曝したことにも分かった。ただし専門家や政府は、ただちに健康に影響を与える値ではないと説明している。」（以上、乙B80の1）、「かつてない規模の避難民に、行政や警察の対応は追いつかず、自力で県外へ逃れる人も増えている。」，

「福島第一原発の爆発などの影響で、近隣では通常より高いレベルの放射線量が計測されている。ただ、ただちに健康に影響を与えるレベルではない。専門家は『原発の半径30キロ圏外に住む人は、正しい情報を集めながら、普段通りの生活を送って欲しい』と冷静な対応を呼びかけている。」（以上、乙B80の2）、「確かに事故以降、近隣都県を中心に、過去の平均値より高い値が検出されている。しかし、毎時数マイクロシーベルト以下ならば、健康に影響を与えるような値ではないと考えられている。」（乙B80の3），「3号機も緊急事態 冷却機能失う 建屋爆発の恐れ」，「原発3号機も爆発 福島第1『格納容器は無事』」，「菅直人首相は、半径20～30キロメートル圏内の住民に屋内退避を求めた。米スリーマイル島に匹敵する原発史上まれな大事故になった。」，「放射線、周辺で高数値 福島市など 健康影響ないレベル」，

「放射線量、低下傾向に 平常値超えは5県」，「福島市の水道水 またヨウ素検出」，「首相、出荷停止を指示 『人体に影響ない数値』」，「1～4号機、まだ不安定 続く燃料冷却作業」（以上、乙B253），「第一原発3号機も『炉心溶融』」，「水素発生、爆発の恐れ」，「避難指示が出た東京電力福島第一原子力発電所から半径二十キロ内の避難対象者は約八万人で、周辺地

域で自主的に避難した人を含め十二万人が避難したと発表した。」，「メルトダウンの恐れ」，「放射性物質大量放出も 住民への影響懸念」，「放射線量、極めて危険 3, 4号機敷地内」，「福島、通常の478倍 県『健康に影響はない』」，「重大損傷『可能性低い』」，「放射線量 また危険数値」，「福島で放射能 高い数値 4号機爆発や雨 要因」，「東日本大震災の県内被災者の県外への避難が加速し、避難者は二十日、二万人を超えた。」，「水道、基準上回る放射能 飯館 飲用控えるよう周知」，「国と県は『手洗いや入浴など生活用水として使用することは健康上、問題なく、一時的に飲用しても、すぐに健康に影響が出ることはない』としている。」，「野菜は洗えば効果的／母乳も問題なし」，「県産葉物など摂取制限 放射性物質 1.1品種 基準値超え」，「30キロ圏外 ハウス野菜7品『安全』 放射能暫定基準値下回る 県、販売強化を要請」（以上、乙B285）

(2) 平成23年4月

「海に流れた汚染水、4700兆ベクレル」（甲B19），「東京電力福島第1原発の20～30キロ圏内の浪江町と飯舘村の計7施設で放射線量が1時間当たり10マイクロシーベルトを超えたが、県内各地で県が行っている環境放射能測定結果と同程度の結果となり、県は他の545地点を含め、すべての地点で『子どもたちに今すぐに影響が出ることはない』とした。」（乙B79の1），「高濃度汚水 流出止まる」，「福島第一 原発内なお6万トン」，「原子力安全委員会は9日、福島県内の学校施設の放射線量について『一部に開校をおすすめできない高いところもある』との見方を示した。」，「避難区域など3区域以外では作付けして問題ないとの見解を示した。」，「微量の放射性ストロンチウム 福島の土壤で検出」，「事故の収束見込みが示されたのは朗報だ。ただ東電も政府も、いつ帰宅ができるのかの見通しは明らかにしていない。」（以上、乙B253），「県内各地点 減少か横ばい 環境放射能」（乙B285, 313の1），「放射性物質検出されず 県内水道水」，「川

俣の1地点で毎時10マイクロシーベルト超え」，「原乳出荷制限25市町村解除」，「枝野幸男官房長官は十七日来県し，東京電力福島第一原子力発電所の状況が悪化しないことを条件に，計画的避難区域が今後，拡大することはないとの見通しを明らかにした。」，「海江田万里経済産業相は十七日，記者会見し，東京電力が福島第一原発を安定状態にするとした六～九ヶ月後を目標に，避難している周辺住民らの帰宅が可能かどうか判断する意向を表明した。」，「文部科学省は十九日，校庭・園庭での放射線量が毎時三・八マイクロシーベルトを上回った福島，郡山，伊達三市の小中学校と保育所・幼稚園合わせて十三校・園の屋外活動を控えるよう県教委に通知した。」，「放射線量の暫定基準値で屋外活動を制限された福島，郡山，伊達各市の小・中学校や保育園，幼稚園では二十日，子どもがマスク姿で通い，保護者が送り迎えする姿が目立った。」（以上，乙B285）

(3) 平成23年5月ないし10月

5月「（学校等の施設について）教員らが児童・生徒と行動を共にするなどして線量を測った結果，平均値は毎時〇・二二マイクロシーベルトとなり，同省（文部科学省）が定める屋外活動の基準値毎時三・八マイクロシーベルトを大幅に下回った。」，「文科省は十二日，これまでの調査で毎時三・八マイクロシーベルトを超えて，屋外活動が一時制限されたり，制限を継続したりしている十三小中学校の年間の指定線量は平均年六・六ミリシーベルトで，最大でも一〇・一ミリシーベルトにとどまる」と発表した。（乙B79の8），7月「県民健康管理調査の先行調査として浪江町など三町村の住民を対象に行なった内部被ばく検査で，参加した百二十二人全員の年間の内部被ばく量の推計は，一ミリシーベルト以下で健康に影響を与える線量ではなかった。」（乙B79の10），8月「南相馬市は十三日，小中学生を含む市民八百九十九人の内部被ばく検査で，体内に取り込まれた放射性セシウムによる被ばく線量が今後五十年間の換算で一ミリシーベルトを超えた人が一人いたものの，ほとんど

が〇・一ミリシーベルト以下だったと発表した。」（乙B79の11），10月「伊達市は、市内の子どもを対象に小型線量計（ガラスバッジ）で計測した被ばく放射線量の結果」について「年間で試算すると5ミリシーベルトを超える値から計測されない対象者もいるなど幅広いが、市は『健康に影響を与える積算線量ではなかった』としている。」（乙B79の12）

（4）平成24年

「東京電力福島第一原発事故で飛散した放射性物質を除去する作業（除染）を終えた福島県の山あいの地域で、除染後しばらくすると放射線量がまた上がるケースが出ている。風雨で運ばれた放射性物質が、道路脇や軒先に再びたまり、線量を上げているとみられる。」（甲B126），「住宅などの除染後、国が長期的な目標とする年間追加被ばく線量1ミリシーベルト（毎時0・23マイクロシーベルト）以下を達成できないケースは多く、再除染を求める住民の声は根強い。」（甲B128），「甲状腺がん1人確認 福島医大 放射線の影響否定」（乙B79の14），「外部被ばく線量推計基本調査 最大値は13ミリシーベルト」，「県は『これまでの調査では100ミリシーベルト以下で明らかな健康影響は確認されておらず、放射線による健康影響は考えにくい』としている。」（乙B79の16），「県民の大半1ミリシーベルト未満」（乙B79の17）

4 除染状況

（1）平成27年7月末時点の除染状況は以下のとおりであった（甲B30）。

田村市、川内村、楢葉町及び大熊町では、宅地、農地、森林及び道路での除染は終了した。葛尾村では、宅地は100パーセント、農地は86パーセント、森林は99.9パーセント、道路は53パーセントの実施率であった。川俣町では、宅地は100パーセント、農地は32パーセント、森林は77パーセント、道路は6パーセントの実施率であった。飯舘村では、宅地は100パーセント、農地は42パーセント、森林は57パーセント、道路は28パーセント

の実施率あった。南相馬市では、宅地は26パーセント、農地は15パーセント、森林は46パーセント、道路は6パーセントの実施率であった。浪江町では、宅地は19パーセント、農地は18パーセント、森林は34パーセント、道路は40パーセントの実施率であった。富岡町では、宅地は48パーセント、農地は12パーセント、森林は82パーセント、道路は78パーセントの実施率であった。双葉町では、宅地は5パーセント、農地、森林及び道路は0パーセントの実施率であった。

- (2) 平成28年6月末時点での除染状況は以下のとおりであった（乙B209, 217の1, 乙B220）。

いわき市では、公共施設等、農地及び森林は完了し、住宅は65.7パーセント、道路は13.6パーセントの実施率であった。郡山市では、森林は完了し、住宅は94.3パーセント、公共施設等は97.3パーセント、道路は34.1パーセント、農地は75.6パーセントの実施率であった。福島市では、住宅は完了し、公共施設等は98.8パーセント、道路は81.5パーセント、農地は67.4パーセント、森林は40パーセントの実施率であった。

- (3) 平成29年3月末時点の須賀川市の除染状況は、住宅、公共施設、道路、農地、その他の全てで完了した（乙B426）。

- (4) 平成29年5月末時点の伊達市の除染状況は、住宅、公共施設、道路、農地、その他の全てで完了した（乙B431）。

- (5) 各市町村の除染実施計画における除染対象のうち同意を得られたものに対する面的除染状況は以下のとおりであった（乙B229）。

平成25年6月に田村市、平成26年3月に楢葉町、川内村及び大熊町、平成27年12月に葛尾村及び川俣町、平成28年3月に双葉町、同年12月に飯舘村、平成29年1月に富岡町、同年3月に南相馬市及び浪江町において完了した。

5 事業所や学校等の再開状況等